

平成24年度

東京都予算編成にかかる

重点要望事項

東京都市長会

重点要望事項

目次

1	多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進	1
2	「多摩振興プロジェクト」等の推進	3
3	「10年後の東京」の実現について	4
4	市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化	7
5	地方分権の推進における都の支援について	9
6	公共施設修繕・保全計画への支援について	12
7	自然災害に対する防災体制の確立について	13
8	防災事業の充実と財政措置等の確立	15
9	安全・安心まちづくりの取り組みに対する支援措置の充実	17
10	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	18
11	スポーツ祭2013／東京多摩国体の開催に伴う財政措置の充実及び弾力的運用について	20
12	子育て環境の充実	21
13	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の増額等	23
14	公立学校施設の耐震補強工事等に対する補助制度拡充	24
15	東京都公立学校施設冷房化緊急支援特別事業の推進について	25
16	公立学校施設の改築・改修及び教室増築に対する補助制度の拡充	26
17	全学35人以下学級編制の早期実現及び少人数指導加配措置の維持・充実について	27
18	特別支援教育推進のための専門家、教職員等の配置と人件費補助及び学校施設整備の補助	28
19	介護保険制度改革に伴う市町村への支援策の充実	29
20	福祉包括補助制度の充実	31

21	高齢者保健福祉に係る各種施策の充実	32
22	地域デイグループ事業及び心身障害者（児）通所訓練事業にかかる運営費補助の継続	34
23	障害者自立支援法廃止後の福祉施策について	35
24	医療保険制度の一本化に向けた都道府県単位での国民健康保険事業の広域化について	36
25	国民健康保険事業における東京都財政調整交付金の確保及び都補助金の充実	37
26	医療保健政策区市町村包括補助事業の充実	38
27	がん検診受診率向上に対する支援の充実	39
28	予防接種等における支援の確立	40
29	公費による妊婦健康診査事業の充実と財政的援助の確立	42
30	公立病院に対する補助制度の充実	43
31	大気汚染対策の充実	45
32	ダイオキシン類対策の積極的推進	46
33	大気中等の放射線量の測定について	47
34	地球温暖化防止策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援の充実	48
35	廃棄物処理施設等の整備にかかる財政支援の充実	49
36	緑の保全に対する施策の充実	50
37	清流復活事業の推進	51
38	アスベスト対策の強化	52
39	公立病院に対する温室効果ガス削減義務率の緩和及び削減のための施設整備費等の補助制度の新設	54
40	流域下水道事業の促進と財政援助	55
41	業務核都市及び核都市等の育成整備	56
42	都市型水害対策（集中豪雨対策）の推進と財政支援	57

43	経済危機に対応する雇用・就業機会の創出について	58
44	勤労者支援施策等の充実	60
45	3環状道路の整備に向けた働きかけについて	61
46	鉄道連続立体交差事業の促進、複線化・複々線化事業の推進及び輸送サービスの改善	62
47	多摩都市モノレール等公共交通システムの整備促進	63
48	一般都道並びに都市計画道路の整備促進	64
49	道路整備財源の確保	65
50	土地区画整理事業補助制度の充実	66
51	中央自動車道（高井戸～八王子間）の料金体系の見直し等について	67
52	多摩川架橋の整備促進	69

1 多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進

多摩地域の振興にあたっては、自然と共生し、地域特性を生かしながら、多摩を活力と魅力に満ちた自立都市圏として形成していくことが重要である。多摩地域の都市基盤整備は依然として不十分であり福祉・保健・医療や教育、文化面等においても新たなニーズが生じているなど、今なお多くの課題が残されている。

新しい時代の要請に応え、個性・活力・魅力ある自立都市圏の形成を目指していくためにも、平成21年2月に策定された「多摩振興プロジェクト―多摩の総合的な振興策―」の確実な推進とともに、21年7月に策定された「東京の新しい都市づくりビジョン（改定）―魅力とにぎわいを備えた環境先進都市の創造―」や、22年12月に策定された「10年後の東京」への実行プログラム2011」を着実に推進し、今後とも市町村と十分に調整を図りながら、次の施策を積極的に推進されたい。

- 1 21年8月に策定された「多摩の拠点整備基本計画」に基づく計画の推進及び整備プロジェクト等の円滑な実施を図るとともに、その推進に向けた具体的な支援策や事業実施の促進及び補助制度の活用等を通じた支援策を講じること。
- 2 立ち遅れている幹線道路や多摩都市モノレールの延伸、鉄道の連続立体化・複々線化及び線増事業の整備・推進を図るとともに、16年6月に策定された「踏切対策基本方針」の中で「鉄道立体化以外の対策の検討対象区間」に位置付けられている区間についても、道路の単独立体交差化や踏切道の拡幅などの早期に実現可能な対策を進めるなど、都市基盤整備を進め、多摩の持続的発展の基礎づくりを促進すること。
- 3 多摩シリコンバレー形成に向け、更なる産学公の連携強化の取り組みを進めるため、公立大学法人首都大学東京「産学公連携センター」の主導で事業展開を進めること。また、多摩地域に適応した産業業務機能の集積により、就労・起業しやすい環境を整えるなどのため22年2月に設置した「産業サポートスクエア・TAMA」における具体的な支援策を提示し、更なる推進を図ること。
- 4 首都直下地震等の対策として、東日本大震災を教訓とし、災害に強いまちづくりの推進と地域防災対策の強化を図ること。
- 5 多摩地域における伝統文化の保全を図るとともに、多摩の魅力を増進するため、新しい文化振興策を推進すること。
- 6 都民にとって貴重な財産である多摩地域における水と緑の保全策を強化し、緑地の公有化や水辺環境施策を推進すること。「緑の東京10年プロジェクト」にある森林再生

事業を、確実に実施していくこと。

- 7 都営住宅建て替え等により創出された用地や国有地等、東京都が所有することとなった未利用地については、防災空間や緑地空間としての活用を図るなど、地域の活性化等に資するような公共的有効活用を図ること。市町村が防災空間等で活用する場合は、無償貸付を検討いただきたい。

また、「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」では、対象となる都有地等について、民間事業者に対して貸付を行うことにより、地域の福祉インフラの整備運営を進めているが、保育園や特別養護老人ホームの需要が逼迫している地域の現状を勘案し、市町村や事業者による都有地等を活用した施設整備がより促進されるよう、用地等の無償提供等、利用条件等の緩和措置を図られたい。

2 「多摩振興プロジェクト」等の推進

多摩地域は東京の人口の約1／3にあたる400万人を超える人口を擁し、首都機能に隣接することによる利便性と人、物及び情報の結節点として、一層の発展と個性の発揮が期待されている地域である。

また、「東京の森」とも言える多摩の豊かな自然は、都心地域とは異なる、多摩固有の都市づくりを可能とする貴重な資源である。こうした多摩地域が有する特性、優位性、ポテンシャルをより高め、発揮することにより、首都圏の中核をなす多摩の実現を目指している。

「多摩振興プロジェクト」は、これまで着実な推進に取り組んできた「多摩リーディングプロジェクト」を拡充させ、東京都の緊急課題等に対応する事業や、多摩地域でも重要な課題となっている福祉・医療・教育等のソフト系事業も含めた新たな多摩の総合的な振興策として、平成21年2月に策定された。

「リーディングプロジェクト」における多摩重点推進事業25事業については、振興プロジェクト事業60事業に拡充された。それらの事業の展開について、市町村と緊密に連絡を取るとともに、市町村や国等と連携を図りながら推進していただきたい。更に、これらの振興プロジェクト事業を確実に実施すべく、進捗状況を常に把握し、進行管理を実施することを要望する。

また、多摩地域が「10年後の東京」で描かれている「首都圏の中核拠点として発展する」魅力的な地域となるよう、市町村と連携した体系的、総合的な取り組みによる多摩振興を更に促進し、実現させるために積極的な財政等の支援を図られたい。

3 「10年後の東京」の実現について

「10年後の東京」の実現にあたっては、関連する各種計画についても、多摩地域も含めて検討し、市町村の意見を十分聞きながら実施するとともに進捗状況に関する情報を提供すること。また事業の実施及びその実施後についても、事業の成果を検証し、各市町村に新たな財政負担が生じないように十分に配慮されたい。

1 緑化に対する支援

屋上、壁面、街路、空地の一部等を、みどりの空間として活用するため、これらの空間の緑化に関しては、公共、民間を問わず、条例等による法的規制及び誘導策を講じることとするほか、先進的な事業について積極的な財政支援を図られたい。

2 公立小中学校の校庭芝生化

公立小中学校の校庭芝生化は、「緑の創出」という観点から積極的な取り組みとして評価できる一方、維持管理のあり方が大きな課題となっている。このため、今後の維持管理の仕組みとして、地域のコミュニティを活用する等の方策が実施されているが、今後更に「緑の創出」を普及促進するためにも維持管理に関する経費等について都の負担で、継続的な支援制度を確立されたい。

3 環境負荷の少ない地域づくりに向けた施策展開

低公害車・低燃費車の導入や、生ごみを活用したバイオマスエネルギー、太陽エネルギー等の活用、公共施設の高気密・高断熱化等による、地域における省エネルギー・新エネルギー施策の展開が環境保全の観点から必要である。

また、自転車は環境に与える負荷の少ない乗り物として注目されており、交通ネットワークの一環となるよう関連施策の充実が求められている。これらの取り組みに対する積極的な支援を引き続き図られたい。

4 緑のネットワークと一体的に推進する無電柱化

無電柱化を交通安全、防災、景観上の観点からのみでなく、緑のネットワークと一体的に推進する必要から、都道における速やかな無電柱化事業の促進と、市町村道における無電柱化事業推進のための財政支援をより一層図られたい。

5 都市計画道路並びに交通インフラの整備促進

多摩地域の南北主要5路線をはじめとした都市計画道路（幹線道路）については、国の動向により事業化の先送りの影響が出始めているが、沿道環境に配慮した質の高い整備と、その積極的な促進を図られたい。

また、多摩地域が都市間相互の連携強化による自立的な都市圏の形成に向けて発展していくためには、交通インフラの確保が喫緊の課題となる。このため、必要な都市基盤の整備について早急に対応を図られたい。

- 6 小中学校、保育園、児童館、学童クラブ、地域センターの耐震化及び避難路の確保
- 公共施設の耐震化の推進は、災害発生時の安全性の確保にとって不可欠である。特に小中学校は、災害発生時には児童生徒の安全を確保するばかりでなく、地域の避難所として重要な機能を果たす役割を担っていることから、今後も補助制度の充実に努められたい。併せて保育園や児童館、学童クラブ、地域センターなどの公共施設の耐震化工事についても小中学校と同様に、補助制度を拡大し、財政支援を行うこと。

また、災害発生時に避難所へ安全に移動するための避難路の確保が不可欠である。このため、建物の密集度が高い地域については、避難路沿道の民家等の耐震化に対する更なる財政支援について、国に対し要請されたい。都においては負担率の嵩上げを図られたい。

- 7 認証保育所・認定こども園への移行支援

東京都は「平成 22 年度からの 5 年間で保育サービス利用児童 3 万 5 千人分増加させる」としている。保育所の増改築等による定員の見直しや、認証保育所・認定こども園への移行支援など利用児童増加に向けた取り組みへの支援については、市町村の実態に合わせた制度とすること。また、東京都の専門性を発揮した研修の充実などによる人材育成の取り組みについて、公立・私立にかかわらず計画年度や利用児童数の枠にとらわれないことなく、積極的な支援をすること。

- 8 広域的な産業拠点の育成

多摩地域を広域的な産業拠点として育成するためには、それぞれの地域特性を生かした産産・産学の連携が不可欠である。

これらの連携を強化するために、都有地活用や企業誘致奨励金制度の創設等による企業の立地促進、多摩地域に数多く立地する創造的都市型産業及び地方の関連企業との交流施設の設置等について積極的な支援と早急な実現を図られたい。

- 9 地域のスポーツ活動の支援

スポーツ祭東京 2013／東京多摩国体(第 68 回国民体育大会東京大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会)開催を契機に、地域のスポーツ活動が高まることが期待され、子どもの体力向上の促進や誰もが身近にスポーツを楽しみ、生涯にわたって親しめる社会を実現していく必要がある。

このため、総合型地域スポーツクラブの設立運営に関し創設される「スポーツ・文化振興交流基金」の活用等による継続的な財政支援や、クラブの設立、運営に関しての継続的な支援を図られたい。

また、体育館をはじめとしたスポーツ施設の整備を通じた、国体・オリンピックにつながるための継続的なジュニア選手の育成や指導者育成に努められたい。

10 いつ起きるかもしれない危機への備え

平成 21 年に発生した新型インフルエンザに対するパンデミック対策や、東日本大震災のように、市町村単位での対応が困難となるような、予想できない危機への対応が相次いでいる。

このような事態が発生した場合、広域での対策が有効であることから、都の主導による市町村と連携した迅速な対応と、物資や人員を支援し、情報を共有する体制の構築をされたい。また、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散を受けて、多くの住民が日常生活や健康への影響について不安を抱いていることから、大気等の放射線量の的確な測定の実施と、監視体制を強化するとともに関係情報の整理を行い、住民への正確な情報提供と基準値を上回った場合の、東京都の対応策を示されたい。

4 市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化

市町村の行政水準の向上、公共施設の整備促進等を図り、また震災対策、ごみ減量・リサイクル推進、少子高齢化対策などの緊急課題に対する市の財政負担に対応するため、総合的財政補完制度について積極的な措置を講じられたい。

1 市町村総合交付金制度は、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図る目的で創設されたもので、市町村財政にとっては重要な財政補完制度であり、年々増額が図られている。

しかしながら、市町村においては、きわめて厳しい財政状況の中、行財政改革の積極的な推進により経営健全化に努めているところであるが、依然として特別区との間でさまざまな施策の差が生じている。このようなことから、引き続き長期安定的な財源の確保に向けて、以下のとおり、より一層の市町村総合交付金の増額を図られたい。

- (1) 各市町村への配分にあたっては、市町村の自主性、特殊性を尊重するとともに、市町村と十分協議し、個別事情がよりの確に反映できるよう努められたい。
- (2) まちづくり振興割は、振興交付金制度の対象を經常経費まで拡充し、市町村の公共施設整備に要する経費の財源補完制度として設けられ、市町村が公共施設整備を図る上で、大きな役割を果たしている。ついては、制度設置の趣旨に照らし、公共用地取得事業等についても対象経費に算入することも含め、市町村の財政負担の大きい項目等、より活用しやすくなるように適用事業を拡大されたい。
- (3) 特別事情割については、対象事業の拡大を図るとともに、市町村の個別事情をより広範囲に反映できるよう努められたい。
- (4) 交付決定の早期化及び事務の簡素化を図られたい。

2 区市町村振興基金制度（以下「振興基金制度」）は、区市町村及び公営企業の公共施設整備事業の財源として、国の地方債制度を補完し、公共の福祉増進に大きな役割を果たしている。

国は公債費負担対策として、高金利の公的資金について、補償金免除繰上償還等を認めているものの、財政力指数等による団体除外要件があり、全ての市町村が制度を利用することは出来ない。

都は振興基金制度の拡大、貸付条件緩和等を進めているところだが、以下のとおり更なる制度の充実を図られたい。また、国に対して地方債制度の改善を働きかけられたい。

- (1) 地方分権の進展に伴い公的資金の貸付額が縮減される中、貸付対象事業の更なる弾力化とともに、貸付額の確保を図られたい。
- (2) 貸付利息の減免及び特別利率貸付の対象事業の拡大について、引き続き努められたい。また、借換えについては、20年度に一定利率以上の借入れを対象に実施されたところであるが、高金利なものを対象に再度実施されたい。
- (3) 任意の繰上償還を積極的に認められたい。また、繰上償還や借換えについて財政力指数等の要件撤廃を図られたい。同様に国に対しても、地方債の繰上償還、借換えについて要件撤廃等、条件の緩和等を働きかけられたい。

5 地方分権の推進における都の支援について

真の地方分権を推進する上での重要な課題は、「国と地方の役割分担の明確化」である。このことは、広域自治体である東京都と基礎自治体である市町村の関係にもあてはまる。

平成 21 年 11 月に「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に「地域主権戦略会議」が設置され、22 年 6 月には地域主権戦略大綱が閣議決定された。

勧告のうち、第 4 次勧告において、第 1 次及び 2 次勧告による事務権限の移譲に係る事項を実施に移す場合には、これらの事務・権限に要する経費については、その全額を当該地方自治体に移譲することを原則として、税財源の移譲を確実にする適切な処置を講ずるべきとしたところである。

23 年 4 月には、昨年の通常国会から継続審議となっていた「地域主権推進一括法案」、「国と地方の協議の場法案」、「地方自治法改正法案」の地域主権関連 3 法案が成立した。

更には、基礎自治体への権限移譲を含む「第 2 次地域主権改革推進一括法案」が、23 年 8 月に成立したところであり、権限移譲を開始する 24 年度まで時間的猶予がない状況である。

こうした状況を踏まえ、東京都においては、国と地方の役割分担見直しに伴う税財源移譲について、国に働きかけるとともに、市への権限移譲に伴う税財源移譲についての都の考え方を示し、市町村との十分な協議のもと、権限移譲に向けた準備行為を速やかに実施されたい。

1 都から国への働きかけについて

次の点について、国へ強く働きかけられたい。

- (1) 地域主権戦略大綱において示されている、国・地方間の税源配分の見直しについては、国と地方の役割分担を明確化し、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から見直しを行うこと。特に、今後増加する社会保障費への対応や、地方行政を安定的に運営するための地方消費税充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。また、地方公共団体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を生かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ること。
- (2) 地方交付税制度については、普通交付税の算定において、雇用対策・地域資源活用推進費の対応など、基準財政需要額単位費用の充実などが図られたところであるが、

今後、地方交付税等の財政調整制度の見直しにあたっては、市町村の意見を十分に聞くこと。

- (3) 国の「ひも付き補助金」が廃止され、市町村に対して 24 年度から実施される一括交付金（地域自主戦略交付金）については、現状の財政調整制度の水準を下回ることなく、かつ算定項目が実質的に縛りとならないように、国と地方の協議の場で市町村との合意形成を図った上で地域主権の本旨に沿った制度にすること。
- (4) 税財源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しについては、国と地方の配分比 5 : 5 を目指した地方税の充実を検討し、併せて、個人住民税の市民税と都民税の所得割按分率についても見直しを検討すること。また、地方自治体が自主的・自立的に行財政運営を行うことができるよう、権限移譲を行うとともに、国の関与の更なる縮減を図り、地方の自立に資する地方税財政制度の抜本的改革の具体的な措置を講じられたい。

2 都の支援について

地方分権推進のため、都は更なる支援をされたい。

- (1) 国庫補助負担金、一括交付金の動向については、東京都の関係局から市町村の所管部に迅速かつ的確な情報提供が行われるよう、周知徹底を図ること。また、一括交付金の実施により、仮に、国の補助負担率の引き下げが行われた場合には、市町村負担が従来よりも過大にならぬよう、適切な財政措置を講じること。
- (2) 東京都においては、都全域に対する調整機能を果たし、区部と多摩地域における制度や役割分担の違いによる格差是正のための財政調整制度について、より一層の充実を図られたい。
- (3) 地方分権改革推進委員会の勧告に基づく事務権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大等については、都民サービスの公平性確保のため、広域的自治体機能として、都が主導的に市町村との調整を果たしていただき、また、地方分権に伴う新たな業務について人的・技術的・財政的支援を図られたい。
- (4) 東京都から都内市町村への事務権限移譲に際しては、市町村との協議の場の設置、人的・技術的支援として説明会・学習会の開催、職員の派遣、事務処理マニュアルの作成、関係条例等の提示など、都民が行政区域の別なく、一律なサービスを受受できるよう、サービスの公平性確保に配慮いただきたい。また、権限移譲により、サービス提供の実施主体が変わることで、都民の混乱を招かぬよう広報を行い、円滑に事務移行が行えるように市町村と調整を行うこと。また、移譲後も引き続き協力・支援関係を継続されたい。

事務の広域的処理の必要性から、市町村事務の東京都への委託制度等の確立を図ること。対象となる事務は、広域的な観点から一元的な管理が必要な事務に限らず、市

町村側からの事務の効率性（体制を整えるに関わる費用等に対する処理件数の問題等）を目的とした提案についても協議を行うこと。

6 公共施設修繕・保全計画への支援について

公共施設の多くは、高度成長期を中心とした 1960 年代から 70 年代にかけて整備され、築後 30 年以上経過する施設が急増している。施設の維持更新のための費用が集中的に必要となることは明らかであり、既に、国（「国家機関の建築物等の保全の現況」の公表について（平成 22 年 2 月））や東京都（「大規模施設等の改築・改修に関する実施方針（20 年 2 月）」）などでは、予算の効率的な運用を目的に、ストックマネジメント導入に向けた取り組みが始まっている。基礎自治体においても、ストックマネジメントにより公共施設の長寿命化や効率的な運用・管理・更新を図り、財政負担の軽減とともに、多様化する住民ニーズへの対応を効果的に進めることが、より一層必要となる。

ストックマネジメントの導入にあたり、その手法の取り入れ方は各自治体で異なるため、どのような進め方がより効果的なのか判断することが難しい。

従って、東京都の持つノウハウを市町村に提供するとともに、公共施設修繕・保全計画の策定に対する技術的な支援を講じられたい。併せて、長期的な視野での施設再編を含めた修繕計画の策定費用及び計画に沿った修繕等に対し、財政的支援を図られたい。

7 自然災害に対する防災体制の確立について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による被害は、都内でも人的被害が発生し、また、交通機関の混乱から多くの帰宅困難者も発生するなど、都民生活の安全確保の面において多くの課題を残した。その後も、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、電力の供給不足から首都圏で実施された計画停電による市民生活・企業活動の制限や、放射性物質の飛散による健康不安・食の安全不安、交通網の断絶によるガソリン・生鮮食品等の生活物資の不足状態など市民の経済活動に支障をきたす深刻な二次的被害も多く発生した。

自然災害などによる有事には、行政は第一に市民生活の安心・安全を守る立場にあり、行政区域に関係なく、広域的連携体制を軸に各自治体が所有している公共施設を帰宅困難者に開放し、災害状況に対応した避難情報を提供するなど、行政区域を越えた広域的な市民サービスの提供体制の構築並びに防災拠点の整備が不可欠である。今回の自然災害を教訓に、大規模な災害時に順応できる広域的な災害協力体制の早期構築を検討されたい。

1 帰宅困難者対策について

大規模な災害発生時には、帰宅者の多くが鉄道各線の駅周辺に集中することから、大きな混乱を未然に防ぐために、速やかに支援施設へ誘導できる体制を整える必要がある。

都は、主要駅沿線自治体が所有する公共施設を災害有事に提供する体制を整え、帰宅支援マップを作成するなど、公共交通機関利用者への安心確保に努められたい。

都は、帰宅困難者の一時待機所として、大規模集客施設等へ協力要請を進めているが、幹線沿いに受け入れ可能な施設がない自治体では対応が困難である。交通網の断絶により、都心から周辺都市へ向かう帰宅困難者が集中する幹線道路沿い、多摩川架橋付近では歩行者の列が長時間続き、周辺自治体はその対応に追われた。よって、帰宅困難者の滞留が想定される地点での防災拠点整備を図られたい。

2 災害時緊急対応情報の提供について

被災による非常時においては、災害情報が混乱し、誤った情報による二次的被害発生の危険性が高い。鉄道・バス各公共交通機関の運行情報、各自治体の帰宅困難者受け入れ施設情報など、基礎自治体が入手できる情報にも限度があり、専門的な分野における情報の判断がつかないため、広域的自治体として東京都が情報を集約して災害情報メールを配信するなど、信頼性の高い情報を提供することが混乱を回避する手段になり得るので、その体制の構築を検討されたい。

また、交通網断絶による生活必需品の供給の遅れや、放射性物質の飛散による生活不

安から生じる衝動的な買い占め行為、義援金を偽った詐欺、その他の風評被害などの縮減に向けた広報など、被災後に発生する新たな混乱についても、体制の構築を検討されたい。

3 ライフライン停止を想定した準備態勢の構築について

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、電力の供給不足から首都圏で実施された計画停電は、突然の発表、度重なる計画変更、対象エリアの不明確さ等により、各自治体の対応も遅れ、市民生活に大きな混乱を招いた。このような都内全域に影響がある公共サービスの計画的な停止については、各自治体の意向を反映した主要施設、病院などの停止回避エリア、公共交通機関の運行区間の設定など、停止を視野に入れた準備体制の構築に向けた協議の場を設定していただきたい。

4 都道府県域を超えた協力体制について

他都道府県の被災に際し、生活物資、ボランティア、義援金などによる支援は、被災自治体である受け入れ側の対応も混乱することから、支援を提供する側の窓口を常時東京都に一本化されたい。避難住民の受け入れ、支援物資の調達などを各自治体別に役割分担し、東京都内各自治体の総力を結集した応援協力体制の構築を検討されたい。また、避難者の受け入れを始めとする被災地（者）への支援は多岐に渡るとともに、中長期間の継続が必要となる。被災地（者）支援する自治体の負担が過度になり、支援の継続に支障を来さぬよう、東京都と都内各自治体の積極的な連携と財政的支援をされたい。

8 防災事業の充実と財政措置等の確立

各市町村とも防災施設の整備や防災教育の実施等、広範囲にわたる各種の事業に取り組んでいるが予測を越える直下型地震等の被害に対応するためにも、より広域的な備えが必要となっている。

なかでも、すべての住民の生命や財産の保護に直接係わる各種防災施設の建設や、災害時における正確な情報連絡体制を確立するための防災行政無線の整備については、早急に対処する必要がある。

また、緊急・災害時における救助活動のため、各地域に災害対策用ヘリポートの設置が必要で、特に山林が多く占めている地域では、山林火災対策等、その果たす役割は大きなものである。

しかし、これらの整備には多額の費用が必要で、その財源確保については、極めて厳しい状況にある。

一方、災害予防面についても、総合防災訓練の実施、自主防災組織の育成及びブロック塀や建造物の転倒落下等の危険度の判定・改善も早急に実施しなければならないところである。

これらの事項については、東日本大震災の発生を受け、その重要性が高まっているところであり、次の事項について、更なる積極的な措置を講じられたい。

1 ヘリポートや備蓄倉庫等防災施設の充実に努められたい。

特に、多摩川架橋が災害を受けた場合に多摩南部地域が孤立する恐れがあるため、多摩川を隔てた多摩南部地域において、市の備蓄倉庫以外にも都において備蓄倉庫の建設を講じられたい。

2 警察、消防、自衛隊、関係機関との広域的な情報連絡・相互協力体制の充実を図られたい。

3 各市町村においては、災害発生時等における住民への情報伝達手段の一つとして防災行政無線を整備しているが、地理的、地形的要件によって、すべての住民に伝達内容を伝えることが困難な状況となっている。この解決に向けて、防災メールやテレホンサービス等の対策を市町村が行う際に、システムの構築費用等に対する助成制度を創設されたい。

4 消防団や自主防災組織が使用する施設等に対する財政措置を拡充されたい。また、総合防災訓練や自主防災組織の育成に対する財政措置を拡充されたい。

- 5 災害発生時に公共建築物は避難所の開設や支援物資の保管等を行う重要な施設となることから、耐震改修について積極的な支援を図られたい。
- 6 公共建築物の屋上に番号を表示し、災害時における被害調査等迅速な応急活動のシステム化をさらに充実されたい。
- 7 平成14年度から16年度に東京都が区部で実施した地下構造調査と同様に多摩南部(多摩丘陵地下)地区の地下構造調査を実施し、都版の地震の長期評価や地震動予測地図を作成されたい。
- 8 東日本大震災の発生を受けて、今後、各市町村が地域防災計画の修正等を実施する際は、独自に実施する詳細な調査等の費用に対する助成制度を創設されたい。
- 9 指定避難場所への防災備蓄品の購入について、規模の大小にかかわらず補助金の交付対象とされたい。
- 10 震災時のがれき置場の確保について、事前に十分な検討を願いたい。

9 安全・安心まちづくりの取り組みに対する支援措置の充実

400万人の人々が暮らす多摩地域の安全な生活を維持するうえで、警察の果たす役割は極めて重要であり、更なる犯罪防止対策や交通安全対策の充実・強化を図られたい。また、各市においては、児童・生徒及び女性・高齢者を狙った事件や無差別犯罪の発生の状況を受けて、安全で安心して暮らせるまちを実現するための、犯罪防止施策や市民の防犯活動が活発化している。これらの施策や市民活動に対する組織的・人的支援を含めた支援措置の更なる充実を図られたい。

また、平成20年1月に策定された「東京都犯罪被害者等支援推進計画」に基づく犯罪被害者等に対する支援について、身近できめ細かな支援が受けられるよう充実を図られたい。

- 1 新たな市街地が形成され、大規模店舗やマンションの建設などによる多様な土地利用の進行により、人口が急増する多摩地域における治安対策として、警察署及び交番等を増設するとともに、交番の警察官の常駐化を図られたい。
- 2 「空き交番対策」を推進するにあたり、地域における宅地開発や大規模マンションの建設など生活圏の変化を考慮し、地域住民の声を聴いた上でシルバーポリスの設置を行うなど、地域の実情・要求を反映しながら、パトロールカー等による巡回活動との連携強化を図られたい。
- 3 駅周辺繁華街の環境浄化のための住民、地域団体のパトロールへの警察官の同行や、鉄道警察隊警察官による駅周辺地域の巡回など、周辺住民の生活に安心感を与えられるよう治安対策活動を推進されたい。
- 4 市が実施する防犯施策をはじめ、児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるための施策やそれを支える市民活動などに対して、引き続き支援措置の充実・強化を図られたい。
- 5 犯罪の類型は多様化しており、一つの自治体で対応できる範囲にも限りがあるため、犯罪被害者を支援する総合相談窓口を、新宿区の被害者支援都民センターだけでなく、多摩地区にも開設し、生活支援の充実を図るとともに、各市町村での相談窓口との連携が進むよう身近できめ細かな支援を推進されたい。

10 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進

横田基地等の周辺自治体のまちづくり等に係る援助、多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の促進並びに航空機騒音調査・騒音対策の充実及び生活環境整備などの施策を講じられたい。

1 横田基地周辺自治体のまちづくり等に係る援助施策

横田基地は、極東各地に展開する物資・兵員の輸送中継基地及び米軍指揮の中核基地である。基地は市街化された住宅密集地にあり、また周辺自治体の行政区域を分断する形で広大な面積を占めている。これまで基地周辺自治体が、航空機騒音などにより、まちづくりや生活環境面で受けてきた影響は計り知れないものがある。

また、在日米軍再編に係る横田基地の態様の変化は、基地周辺自治体に多大な影響を及ぼすものである。都においては、基地対策の一環として、周辺自治体のインフラ整備等のまちづくりの支援に一層努められたい。併せて、航空自衛隊航空総隊司令部移駐に伴う影響を最小にとどめるため、国に対して、周辺市町と連携して働きかけられたい。

2 多摩サービス補助施設の返還及び共同利用の促進

多摩サービス補助施設は、米軍の軍事目的ではなく、レクリエーション施設としてゴルフ・キャンプ等野外レクリエーション活動に利用されている。永年にわたり地元市としては、全面返還を求めてきたところであるが、実現していない。現在、地元市にも施設の一部利用は認められているが、ごく限られたものであり、十分なものとはいえない。よって、同施設返還に向けた取り組みを強化するとともに、返還後の使用については、貴重な自然を保全した公園整備等、地元市の要望を踏まえて、十分な協議をされたい。

また、返還までの間、当面の対応として、緑あふれる広大な本施設の利用について、現在の一部利用の要件緩和と米軍との更なる共同利用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強力な要請に取り組まれたい。

3 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

(1) 立川基地、朝霞基地、入間基地、厚木基地の自衛隊機について、航空法で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されるため、実態調査を実施されたい。

(2) 横田基地に関連する航空機騒音について、固定測定点の増設を図り、艦載機による飛行訓練が実施される場合は、臨時騒音測定を実施されたい。

都は、航空機離発着に伴うコース直下にある市町において固定調査・分布調査を行

い、騒音の実態調査に努められているが、軍用機の飛行コース、飛行時間は不規則であることから、訓練時の旋回飛行コースを含め、騒音の全容把握により一層努められたい。特に市街地上空での飛行訓練は、騒音被害はもとより大惨事にもつながりかねないので、航空機やヘリコプターの低空での訓練飛行、夜間飛行訓練、艦載機による飛行訓練等の中止を引き続き国に強く要請されたい。

また、立川及び入間基地の自衛隊機も、1時間あたり10機を超える集中的な飛行や、大規模な編隊飛行による騒音が著しい状態となっている。厚木基地には高出力のスーパーホーネットが配備され、著しい騒音が発生している。したがって、その飛行実態を十分に把握するとともに、旋回飛行など通常のコース以外の飛行を含め、騒音の全容を把握できるよう、固定測定点の増設を図られたい。

立川基地、朝霞基地について、ヘリコプターの基地間移動時の飛行経路に偏りがあるため、飛行回数が集中する場合の騒音・振動の軽減を図られたい。

厚木基地では、平成20年12月に厚木飛行場の航空機騒音に係る環境基準指定地域が改正され、これにより騒音被害地域は従前よりも拡大し、多くの住民が騒音被害を受けている実態が判明した。このような事実を踏まえ、艦載機による飛行訓練の騒音実態の把握のため、騒音測定の実施及び基地周辺の騒音対策の充実を図るとともに、訓練実施の際には早期の事前通知と大惨事につながりかねない市街地上空での飛行訓練の中止を、引き続き国に強く要請されたい。また、NLP（夜間連続離着陸訓練）のみではなく、訓練内容が事前に通達されるような体制作りを国及び在日米軍に要請されたい。

4 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後とも関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対しても、国防政策上の対策であるという観点に立ち、各種の被害防止対策や財政措置の充実強化について要請されたい。特に、ヘリコプターを含む航空機による健康や生活環境に与える影響が懸念されるところであり、航空機の排ガスによる環境汚染調査並びに航空機騒音等による健康への被害という面から健康調査を実施し、実態の把握をされたい。

併せて、航空機騒音に係る環境基準が一部改正され、25年4月より、新たな評価指標が採用されることとなり、航空機騒音測定機器及びソフトウェアの更新が必要になる。これに伴い発生する航空機騒音測定機器の入れ替え等に関する経費についても助成措置を検討するとともに、国に対しても財政措置を要請されたい。

また、米兵による事件の再発防止と綱紀粛正の強化について各基地司令官に対し、引き続き要請されたい。

1 1 スポーツ祭東京 2013 / 東京多摩国体の開催に伴う財政措置の充実及び弾力的運用について

平成 25 年開催予定のスポーツ祭東京 2013 の開催については、広く市民にスポーツを普及し、健康増進と体力の向上、地方スポーツの振興を図るとともに、活力ある郷土づくりと文化の発展に寄与することを目的としている。また、「多摩・島しょ地域を中心とした魅力ある国体」を目指していることから、各市では、国体の施設基準に適合させ、利用者の安全確保に必要な改修を進めており、また、利便性に配慮した空調設備等の付帯工事を行うなど、多額の費用を要している。このため、工事監理経費も含め、補助対象についてはできる限り幅広く措置されたい。

また、本大会開催に向け各市で開催される各種事業等は、本大会を盛り上げるうえで重要であり、競技と併せて大会運営に準じて位置づけられるべきものである。各市は、本大会を円滑に開催するために、行政だけではなく、地元のボランティア育成及び活用など、大会を支えるための人材を広く用意する必要がある。また、関係機関との調整、おもてなしの充実、市民周知に関わる事業運営など、25 年の本大会だけに限らず、24 年のリハーサル大会においても、各市での前向きな取り組みが求められている。

については、本大会の成功に向けた東京都の積極的な気運の醸成と競技・大会運営に係る専門的な知識等を有する人材の派遣や情報提供について、各市への協力と支援をお願いしたい。更に、大会運営を円滑に進めるため、施設改修等と同様に運営費についてもできる限り幅広い内容を補助金交付対象とし、その交付割合の充実を図るなど各市の負担軽減に配慮されたい。

1 2 子育て環境の充実

近年、結婚観の変化や高学歴化、女性の社会参加等が要因となって、晩婚化や晩産化が進むとともに、子どもを持たない家庭の増加や生涯未婚率の上昇などによって少子化が進行し、平成 21 年の合計特殊出生率が全国では 1.37、東京都では 1.12 となっており、低い数値が続いている。

その背景には、養育費、教育費等をはじめとした子育てに費用がかかりすぎることや、育児と仕事の両立に対する負担感等がある。

そして、女性の就業の増加に伴い、保育園需要が高まり待機児童が増加している。

また、核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化等により、子育てに対する不安を抱える親が増加し、児童虐待につながる場合もあることから、子育て支援に関する環境の充実に、大きな期待が寄せられている。

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村は様々な子育て環境の充実のための施策を展開しているが、積極的な支援策として、次の事項について充実強化を図りたい。

1 都から国への働きかけについて

- (1) 一般企業等で働く者の育児休業期間について、公務員と同じ期間を保障し、休業期間中の所得補償を更に充実するよう制度改正を行うこと。
- (2) 仕事と家庭の両立支援策の一環として子育て支援策の制度が充実し、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できる企業の育成を制度的に一層進めること。
- (3) 現行の子ども手当の見直しにおいては、支給に伴う事務費及び人件費を含め、全額国庫負担で実施し、地方に新たな負担が生じないようにすること。また、制度見直しに伴うシステム改修等の経費については、地方交付税の交付・不交付に係わらず国費で措置すること。
- (4) 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができるよう、国の医療制度として、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を創設すること。
- (5) 次世代育成支援対策として、総合的な子育て環境の充実に対する財政措置の充実強化を図ること。
- (6) 保育所の運営費について、延長保育、病後児保育等を含め補助制度を一層充実すること。

(7) 子ども家庭支援センターにおける業務は、国が定める児童家庭支援センターと同一内容であることから、同センターを児童福祉法施行規則第6条に基づく児童福祉司の任用資格における指定施設にすること。

2 都の支援・財政措置について

(1) 子育て環境の充実のため、市町村が行う各種施策について、子育て推進交付金総額の増額や子供家庭支援区市町村包括補助事業における補助率の引き上げを図るなど、積極的な支援策を講ずること。

(2) 小児科医師が対応可能な二次救急医療体制の一層の充実を図ること。

(3) 相談機能の充実及び児童虐待への対応を図るため、子ども家庭支援センター事業に対する補助制度を一層充実させ、超過負担が生じないよう制度の見直しを図ること。

(4) 認証保育所に対する補助制度をより一層充実すること。

(5) 児童虐待等に対して迅速かつ組織的に対応するため、児童相談所の職員の増員と機能の更なる充実強化を図るとともに、国の設置基準を満たすよう、保健所の活用等により児童相談所を設置すること。

(6) 乳幼児医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、補助率の引き上げを検討されたい。また、所得制限の撤廃が困難である場合においても、国が行った扶養控除の見直し等を踏まえ、不利益になる都民がないよう、新たな所得基準を早急に示すこと。

(7) 義務教育就学児医療費助成については21年10月から本人負担割合の引き下げが行われたが、所得制限の撤廃を検討されたい。

なお、制度の当初の成り立ちを考慮し、将来においても市町村財政に影響を及ぼさないように実施すること。また、所得制限の撤廃が困難である場合においても、国が行った扶養控除の見直し等の結果を踏まえ、負担が軽減されるよう、新たな所得基準を早急に示すこと。

13 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の増額等

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助制度は、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差を是正するために設けられたものであり、私立幼稚園の占める割合の多い多摩地域においては少子化対策の一つとして大きな役割を果たしている（私立幼稚園の占める割合が23区では74.2%であるのに対し、26市では96.9%である）。

このような中で、東京都は平成18年度から第2子以降の補助区分の見直しを行った。しかし、合計特殊出生率が1.12（平成21年）である東京都においては、第1子に係る経費の負担軽減を行うことも、進行する少子化対策の一つである。

また、この補助制度は、区市町村民税所得割課税額216,700円以下の世帯を対象としているため、補助対象とならない所得階層区分の世帯に対しては、大部分の市町村が保護者の負担軽減のため独自の補助を実施している。については、保護者の負担軽減を図るため所得階層区分の上限を設けず、全ての世帯を補助対象とされたい。

なお、国の「就園奨励事業」の一部所得階層区分における補助単価の引き下げに伴う不利益については、引き続き必要な措置を講じられたい。

今後も、私立幼稚園施策を推進するため財政措置の充実強化を図られたい。現行の補助制度の対象は保育料に限定されているため、入園時に支払う入園料は、園児世帯の家計に大きな負担（26市の4・5歳児平均81,651円）となっていることから、保護者の負担軽減のため、入園料についても補助対象とされたい。

また、幼稚園類似施設は、本事業発足時の認可幼稚園不足に対する緊急措置として認定された施設であり、現在も在籍児童がおり、認可幼稚園の補完的役割を果たしていることから、幼稚園同様に事務費補助の対象とするとともに、均等割額及び園児割額単価を増額されたい。

1 4 公立学校施設の耐震補強工事等に対する補助制度拡充

これまで学校施設の耐震化について、都市教育長会をはじめとし、東京都・全国市長会において要望を重ねてきた。

国や都は、耐震化を促進すべく財政支援に努めているが、平成 23 年度に予定される耐震補強工事の完了を見込んでも、耐震化率は 86%にとどまると推測されている。耐震化に係る自治体の財政負担は重く、工事が進まない現状がある。

文部科学省は耐震化を最重点課題として、公立小中学校と高校などの施設整備基本方針を見直し、27 年度までに全学校の耐震化を完了させる計画を示した。

今回の東日本大震災を受け、耐震化を早急に完了させる必要があることから、耐震補強工事等に対する補助制度の更なる拡充を要望するものである。

以下の点について、東京都において補助の拡充や国に対する予算確保を要望されたい。

- 1 I s 値 0.3 未満の建物に対する嵩上げ措置を継続すると同時に I s 値 0.3 以上で新耐震基準値に満たない建物の耐震化の促進に努められたい。
- 2 耐震化工事と同時に実施する関連工事についても補助対象とし、予算を確保するよう国に対して強く働きかけられたい。

15 東京都公立学校施設冷房化緊急支援特別事業の推進について

本事業は、市町村を対象に、冷房機器が設置されていない公立学校普通教室に新たに冷房機器を導入することを目的とした事業であり、国庫補助対象となる事業費の1/6及び国庫補助単価を超過する事業費の1/2について東京都補助金が交付されるものである。平成23年1月に本事業の要綱が示され、未整備であった多くの市町村が本事業を活用して、本事業の期間中に冷房機器の設置工事を行う計画を進めていたところである。

しかし、今般の東日本大震災により冷房機器の部品を製造していた工場の多くが被災したことから、冷房機器メーカーでは機器の生産について被害が発生しており、冷房機器の調達が極めて困難な状況となっている。そのため、各市町村では当初の計画から工事の施工が大幅に遅れることが避けられず、24年度までに事業が完了することが困難である。このことから、本事業の期間延長を図りたい。

また、国及び都の設置工事単価が実勢工事単価と乖離していることから、工事に係る補助単価を引き上げることにより、冷房設置に向けた市町村の費用負担軽減を図りたい。併せて、普通教室だけではなく、特別教室等も補助対象とされたい。

公立学校普通教室への冷房機器導入は、区部と多摩地域との格差是正の観点から、速やかな実施が求められている。23年度については、国の補助採択が行われていないとのことであるが、都においては、国に対する補助採択実施の要請と、実施されない場合は、国負担分についても、東京都の補助率を嵩上げするなど、市町村の負担が過大とならないよう、財政支援をお願いしたい。

16 公立学校施設の改築・改修及び教室増築に対する補助制度の拡充

公立学校の校舎は、建築以来 30 年から 50 年が経過するものが多く、老朽化が進んでおり、改築・改修は喫緊の課題となっている。

また、国は、平成 23 年度から小学校 1 年生の学級編制基準を 35 人に改め、今後の小学校 1・2 年生を 30 人学級に改変するという計画を打ち出している。この計画が進むと、教室不足への対応が不可欠な課題となる。

このような現状を鑑み、校舎改築・改修、教室増築に対する補助制度の拡充を図らるたい。

- 1 改築・改修、増築に対する都の補助制度の更なる拡充を図ること。
- 2 補助対象基本額（下限額）を引き下げ、補助対象範囲の拡充など国に対しても補助制度を更に充実されるよう要請されたい。

17 全学年 35 人以下学級編制の早期実現及び少人数指導加配措置の維持・充実に ついて

国は、平成 23 年度から小学 1 年生の学級編制基準を 35 人に改めたことから、都の教育委員会においては、今後小学 2 年生から中学 3 年生までの学級編制基準を 35 人とする事や、更には、今後の小学 1・2 年生を 30 人学級に改変するという国の計画についても早期実現を図られたい。

国は 35 人学級実施に際し不足する教員数について、少人数指導加配教員をその一部に充当させることで対応することとし、都は、教職員の定数を措置するため、少人数指導教員を活用する形で対応した。

しかしながら、少人数指導の目的と、学級編成基準を 35 人とする事は制度の目的は異なることから、少人数指導加配教員の配置については継続しつつ、35 人学級編制の実施に当たっては、少人数指導加配教員を転用することなく教員の配置を図られたい。

18 特別支援教育推進のための専門家、教職員等の配置と人件費補助及び学校施設整備の補助

特別支援教育の推進のためには、発達障害や臨床心理等の専門家の協力が不可欠であるだけでなく、特別支援教育コーディネーターの役割の重要性が増している。また、巡回指導にあたる教員、非常勤職員の配置や学校施設の改修等を必要としている。

これらについては、通常学級において障害のある児童生徒を支援する「特別支援教育支援員」を配置する予算を除き、財政支援がなく、専門家や教職員の確保からその人件費、学校施設の改修等に係る単独予算の負担は増大している。

このため、特別支援教育支援員に係る予算措置を拡充するとともに、児童・生徒のため専門家、教員、非常勤職員の配置と特別支援教育に係る費用に要する財政支援措置を図りたい。

19 介護保険制度改革に伴う市町村への支援策の充実

都においては、介護保険制度改革に伴い生じた以下の課題解決に向けて、市町村と調整し、国に対して積極的に働きかけを行うとともに、都独自の施策展開を図るほか、市町村が行う諸施策について、継続的に財政的、技術的支援策を講じられたい。

1 都から国への働きかけについて

(1) 制度の運営に関する事項

- ① 被保険者の範囲の拡大及び障害者施策との統合については、十分に議論を尽くし、保険者の意見も反映すること。
- ② 介護報酬の改定にあたっては、事業所の健全な運営、介護従事者の処遇改善を踏まえた適正な単価設定を行うこと。
- ③ 低所得者対策として、保険料や利用者負担の軽減措置など、抜本的な検討、見直しを行い国の責任において実施すること。
- ④ 日本年金機構が介護保険者に通知する特別徴収対象者情報について、対象者に漏れないよう、確実に通知すること。
- ⑤ 介護保険法施行令を見直し、保険料の賦課において国民健康保険税との整合を図ること。
- ⑥ 税制改正を行い、保険料の納付方法（年金天引きと口座振替）による税負担の不均衡を解決すること。
- ⑦ 地域包括支援センターについては、地域の実態に見合った適切な人員を確保するため、介護給付費の2%の上限を撤廃し、必要な費用を国・都道府県・保険者において負担する仕組みに改め、また、介護予防支援事業に係る介護報酬の見直しを行うこと。
- ⑧ 介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、医療機関の外来受診者の医療機関内における介護・介助は、医療機関が行うべきものである。しかし、介護保険サービス利用者の通院時の医療機関内での待ち時間などについては、医療機関の介助が積極的でないため、利用者が自費でヘルパーに依頼するなど負担が生じている。

医療機関内の介護・介助については、基本的に院内スタッフにより対応されるべきものとして医療関係機関に周知徹底するよう国に要望すること。

また、東京都も東京都医師会及び医療機関に対し同様の周知をすること。

(2) 財政支援に関する事項

- ① 介護保険制度における国庫負担のうち、調整交付金については、国の法定負担分と別枠で措置すること。
- ② 地域包括支援センターや介護予防事業など、地域支援事業を円滑に実施するため、十分な財源を確保すること。

2 都独自の支援策について

- (1) 介護サービス事業者に対する指定・指導監督に伴う財政支援、技術的支援を引き続き行うこと。
- (2) 生計困難者に対する介護サービス利用者負担軽減措置事業については、所得基準等の要件の見直しを行い、当該事業の対象者の拡大を図ること。
- (3) 都が指定する介護サービス事業者情報について、保険者が必要なときに迅速に確認できるしくみを整えること。
- (4) 医療と介護の連携を図るため、医療従事者を対象にした介護保険制度の理解を深めるための研修等を実施すること。
- (5) 地域包括支援センターの主任介護支援専門員を対象とした都独自のフォローアップ研修を復活すること。

20 福祉包括補助制度の充実

地域福祉の担い手である市町村が、住民ニーズにあった福祉施策を主体的に実施することは重要である。

福祉包括補助制度は、平成 21 年度から福祉保健区市町村包括補助事業として分野別の 5 包括補助事業に再編されている。

改正介護保険制度では、財源規模が保険給付額の 3 %以内と定められている地域支援事業が創設されたが、東京都市町村においては、すでに介護保険法施行令に定められた地域支援事業の範囲を超える事業を実施しており、18 年度の法改正以降も対象者やサービス内容など地域支援事業の枠組みに収まらない事業を、一般高齢者生活支援事業等として実施している。このことを踏まえ、市町村支援のため、次の財政措置の充実を図ること。

- 1 効果的で整合のとれた介護予防事業を推進するために、地域支援事業交付金の対象事業枠拡大を国に働きかけるとともに、枠組みに収まらない事業に対し、福祉保健区市町村包括補助事業として財政補完を図られたい。
- 2 市町村の創意工夫により、本事業を活用し、市町村が地域の実情に応じ、主体的・自主的に在宅サービスを中心とする福祉施策を推進していくため、財政措置の充実強化を図られたい。

2 1 高齢者保健福祉に係る各種施策の充実

介護保険法の改正により新予防給付や地域支援事業等が創設され、介護保険制度は介護と介護予防が一体となった総合的な仕組みへと転換された。これにより一貫性・連続性のある包括的な支援が可能となった。また、地方分権推進の観点から、各種高齢者保健福祉施策が一般財源化された。

しかし、介護予防の介護財源化及び各種高齢施策の一般財源化（地方交付税化）の中で、次のような課題も発生している。そのため、東京都として、これらの課題解決へ向け、国に対して積極的な働きかけを行うとともに市町村に対する東京都独自の財政的、技術的な支援を図りたい。

- 1 福祉保健区市町村包括補助事業の再構築により創設された、地域福祉推進区市町村包括補助事業の補助基準額増額、補助率引上げ等について一層の充実を図ること。とりわけ成年後見活用あんしん生活創造事業については、補助基準額の増額を図ること。
- 2 独居老人等高齢者のみの世帯が年々増加していることを踏まえ、安全を確保するため、現在は補助対象となっていない機器購入費についても対象とするなど、緊急通報システムに対する東京都独自補助の充実を図ること。
- 3 シルバーパスについて、税制改正に伴う経過措置の継続を図ること。事業の周知についてもバス協会のリーフレットを分かり易くするとともに、車内放送など積極的に展開するよう働きかけること。
さらに、複雑化した制度を説明し、理解を得るのに多くの時間を要していることから、市町村の周知の業務に応じた支援を図ること。
- 4 老人クラブ運営費補助金の充実を図るとともに、報告項目の簡略化を図ること。
- 5 紙おむつの支給については、地域支援事業で認められている要介護4、5以外の在宅高齢者で、紙おむつの支給を必要とする者の社会参加を促す上からも重要であるため、財政支援を図ること。
- 6 権利擁護事業や高齢者虐待防止の業務を担う地域包括支援センターや協力機関などの介護予防機関に対するネットワークシステム機器導入・運用に関する補助を創設し、今後ますます重要性が増す地域ネットワーク体制の推進を図ること。
- 7 平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法の推進を図るため、都全域の総合的な推進体制及び研修体制等の拡充を図り、広域利用が可能な高齢者緊急シェルター（一時避難所）を整備すること。

- 8 住所不定者に要する費用は、広域行政を担う都道府県の負担によるべきものであり、一般財源化（地方交付税化）された養護老人ホーム措置費について、帰来先のない住所不定者等の入所措置にかかる経費に対し、施設所在地の保険者の負担が重くならないよう特段の助成措置を図ることとし、東京都独自の補助制度を創設すること。

22 地域デイグループ事業及び心身障害者（児）通所訓練事業に係る運営費補助の継続

現在、都補助により運営している地域デイグループ事業や心身障害者（児）通所訓練事業のうち児童を主な対象としている事業の新体系サービスへの移行率は極めて低い。これは、現行の障害者自立支援法に基づくサービスで適切に移行できるサービスがないことが大きな要因であると思われる。

平成22年12月に成立し、公布された障害者自立支援法等の改正により、24年度から児童福祉法に「放課後等デイサービス」が創設されることとなったが、その具体的内容は示されていない。したがって、今後具体的内容が明らかにされたとしても、23年度末までに新体系サービスに移行することは困難であることから、24年度以降も運営費補助の継続を図りたい。なお、都補助については、市区町村の24年度予算編成に大きく影響するため、都の方針を市区町村の予算編成時期に間に合うよう、早急に示されたい。

また、多くの地域デイグループ事業や心身障害者（児）通所訓練事業では、運営費補助のほか利用者から一定の利用料を徴収したり、市区町村が施設面での助成を行うなどにより運営されている現状があり、「放課後等デイサービス」の報酬額がどのように設定されるかによって、新体系に移行しても給付費収入だけでは運営が成り立たなくなる可能性もある。については、これらの施設が適切に移行できるような制度構築を国に働きかけられたい。

2 3 障害者自立支援法廃止後の福祉施策について

新たな制度の検討については、国の「障がい者制度改革推進会議」等で進められているが、障害者はもとより、地方公共団体の意見を聞く場を設けるとともに、その意見を十分に尊重すること。

さらに、障害者自立支援法の廃止、新たな制度の確立に向けて、十分論議を重ね、障害者にとってより良い福祉法制ができるまでさまざまな検証を行い、緊急課題等については早期に解決すること。

新たな制度のもとでは、市区町村の役割や財政負担はこれまで以上に増すことが予測される場所であるが、その具体像は明らかにされていない。国においては、新たな制度における市区町村の役割や財政負担を早急に明らかにするとともに、必要な社会保障費の財源の保障を行うこと。

以上のとおり、障害者に関する新たな福祉法制を構築するにあたり、障害者はもとより、全ての国民に対する十分な説明と合意のもと新制度を発足するよう、国に働きかけられたい。

新たな制度が施行されるまでの間においても、利用者負担の規定の見直し、障害児支援の見直し等により、市区町村の役割や財政負担が増すことが見込まれる。市区町村の事業実施に際し、十分な財源保障をするよう国に要望するとともに、都においても地域の実態に即した財政支援、その他必要な支援を講じること。

2 4 医療保険制度の一本化に向けた都道府県単位での国民健康保険事業の広域化について

国民健康保険(国保)制度は、国民皆保険制度の基幹的役割を果たす中で地域住民の健康の増進と医療の確保を保障する制度として重要な役割を担っているが、その実情は、高齢化の進展により公的年金等受給者などの無職の加入者が多く、医療費が高い反面、高齢者など保険料(税)負担能力の比較的低い層の加入比率が高く、保険料(税)の収納率が低下していることなどの構造的な問題から、脆弱な財政基盤が一層深刻さを増している。

このような中、平成 20 年 4 月国民皆保険を堅持し、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を図るため、疾病予防を重視した特定健康診査・特定保健指導事業が開始されるとともに、超高齢化社会を展望した後期高齢者医療制度が創設された。

国は、後期高齢者医療制度の廃止に向けて、「高齢者医療制度改革会議」を立ち上げ、22 年 12 月、「高齢者のための新たな医療制度等について」(最終とりまとめ)を行い、後期高齢者医療制度廃止後の新制度の第一段階として国保の 75 歳以上の財政を都道府県単位化し、第二段階として全年齢での都道府県化を目指す方向性を示し、法案の提出に向けて検討がされている。

また、全国市長会としては、医療保険制度の一本化を推進する必要があることを強く要望しているが、一本化実現までの間、国の責任を明確にした上で、都道府県を運営主体とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行う必要がある、との考えを示している。

東京都においても現在の状況を踏まえ、都道府県単位での国民健康保険事業の広域化について市町村の意見を聞きながら、制度実現までの間の財源配分にも配慮のうえ積極的に取り組まれるよう強く要望する。

25 国民健康保険事業における東京都財政調整交付金の確保及び都補助金の充実

東京都財政調整交付金のうち特別調整交付金の交付については、平成22年度に多くの項目で交付基準が大幅に変更されたところである。成績上位保険者に限らず、前年度からの伸び率等を考慮する今回の交付基準は、保険者のインセンティブとして一定の効果を持つものと考えられる。

しかしながら、東京都の保険者間においても被保険者の所得や異動の多寡において大きな地域差があり、相応の努力の結果、成果が上がらない状況である。特別調整交付金の本旨としての地域の調整機能を十分に発揮するためにも、都内保険者の地域的な背景をも考慮に入れた交付基準の作成を図られたい。

一方、東京都においては、従前から市町村国民健康保険都費補助金制度により、財政支援を実施してきたが、補助項目の中の医療費波及増分に、東京都補助事業の乳幼児医療、ひとり親家庭医療、義務教育就学児医療等の独自事業実施を理由とした減額分が算定されていないこと等から、市町村国保の財政に大きな影響を及ぼしているため、減額分については全額交付するよう要望するものである。

- 1 東京都財政調整交付金の交付においては、療養給付費等の7%に相当する額を引き続き予算確保したうえ、うち特別調整交付金分1%については、地域間の差異を調整するという本旨に基づき交付されたい。
- 2 市町村国民健康保険都費補助金については、療養給付費等負担金等で減額されている地方単独事業分について全額交付する等、更なる充実強化を図られたい。

26 医療保健政策区市町村包括補助事業の充実

医療保健政策区市町村包括補助事業は、区市町村が主体的に実施する医療・保健サービス事業に対し支援を行い、その向上を目的に実施されている事業であり、医療・保健サービスの充実に一定の成果をあげている。

しかし、各市町村が担う医療・保健サービスは、予防接種の対象の増加やがん検診事業の充実等、東京都の保健医療政策に連動して多様化しているが、市町村の財政状況から、単独事業の実施は難しい状況である。

事業を円滑に推進し、地域に密着した医療保健サービスの向上のために、補助基準額及び総上限ポイント数の引き上げなど、引き続き医療保健政策区市町村包括補助事業の充実強化に取り組まれない。

27 がん検診受診率向上に対する支援の充実

がん検診については、がん対策基本法により予防の充実が謳われており、平成 19 年 6 月に国が策定した「がん対策推進基本計画（19 年度から 23 年度までの 5 年間）」及び 20 年 3 月に都が策定した「東京都がん対策推進計画（20 年度から 24 年度までの 5 年間）」においては、いずれも五つのがん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）検診の受診率を 50%まで向上させることを目標としている。

がん検診事業は市町村の事業であるが、その経費は一般財源化されており、特に地方交付税不交付団体においては負担が大きくなっている。東京都におけるがん対策は市町村と都が連携して実施するべきものであり、東京都が策定した目標達成に向け、下記について都においては広域的な対応と特に負担が大きい地方交付税不交付団体に対する財政支援のほか、国に対しても全ての市町村に対し必要な財政措置を行うよう働きかけられたい。

- 1 21 年度に国の緊急経済対策における未来への投資につながる子育て支援の一環として実施された「女性特有のがん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の補助率は 10 / 10 であったが、22 年度の補助率は 1 / 2 となり市町村の負担が増大し、他のがん検診についても市町村単独での対応には限界がある。がん検診事業の充実と受診率目標の達成に向け、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず必要な財政措置を講じ、住民が等しく受診できる機会を確保するよう国に強く働きかけ、都においても受診率目標の達成に向け、特に地方交付税不交付団体に対する財政支援の充実を図られたい。
- 2 「女性特有のがん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診については市町村によっては検診可能な医療機関が限られているため、都内の検診機関いずれでも受診可能とするなど、対象者が受診しやすい制度設計を講じられたい。

28 予防接種等における支援の確立

弱毒性の新型インフルエンザへの対策で現場に混乱をきたした事項等を検証し、強毒性の新型インフルエンザへの対策にも万全を期すため、国に対して対応措置を働きかけるとともに、都においても市町村を支援する体制を確立されたい。

また、感染症に対して集団防疫や疾病予防の観点から有効な対策である各種予防接種について、その実効性の向上のため、国に対し自治体への支援を強く働きかけるとともに、都においても市町村に対する財政支援の拡充等、希望者が時機を逸さずに接種を受けられる環境づくりについて適切な支援策を講じられたい。

1 新型インフルエンザに係るワクチン、抗インフルエンザ薬、感染防護具など医療資機材の生産及び備蓄について、不足することのないよう十分な体制整備に加え防疫に必要な人材の育成及び財政支援措置を講じること。また、患者及び感染者の増加に応じた医療体制の確保をはじめ、パンデミック期における対策を整え、自治体への迅速な情報提供及び市民に対する的確な啓発活動を行うよう図られたい。

加えて、高齢者に対するインフルエンザ予防接種に係る経費について、都は国に対して補助の創設を働きかけるとともに、制度の創設までの間については、都において他の予防接種と同様に必要な財政支援措置を講じられたい。

2 麻しん、風しんについては集団感染拡大の防止を目的とした定期予防接種として制度づけられながら補助対象となっておらず、市財政を圧迫している。このため、MR（麻しん風しん混合）接種並びに麻しん及び風しんの接種にかかる経費に対し都の財政支援措置を講じられたい。特に、MR接種については引き続き定期接種漏れ者等への接種促進事業を補助対象とするほか、接種希望者が全員接種可能となるよう、国に対し取り組みの継続を働きかけられたい。

3 日本脳炎等の定期予防接種の補助については、平成18年度から都補助金が子育て推進交付金に組込まれたが、従前に補助されていた内容を欠落させることのないよう措置されたい。また、日本脳炎については、新ワクチンが承認されたところであるが、薬剤単価が旧ワクチンに比べ高価なため、市に対する財政支援措置を講じられたい。

4 現在、任意接種とされているもののうちヒブワクチン、乳幼児向け肺炎球菌ワクチン、流行性耳下腺炎ワクチン、水痘ワクチンについて、定期予防接種とするよう、国に対し強く働きかけるとともに、都においても少子化や直面する医療課題への対応などの観点から、新たな助成制度を創設されたい。

5 子宮頸がんワクチンの定期予防接種について、国に対して早急に定期接種として位置付けるよう働きかけられたい。

現在は助成対象となっているものの、24年度からは対象年齢の限定に伴い、対象外となる13歳～16歳までの接種希望者についてはワクチンの供給不足により23年度中に希望者が接種できない可能性があることから、経過措置を設けられたい。普及啓発や接種費用の軽減等について必要な財政支援措置を講じるなど、希望者が接種を受けやすい環境づくりを図られたい。

6 定期予防接種、任意予防接種を問わず、各種予防接種ワクチンについて、公平で安定的にワクチン供給が図られるよう指導を行うなど、都において適切な措置を講じられたい。

29 公費による妊婦健康診査事業の充実と財政的援助の確立

母体や胎児の健康確保や妊娠中の健診費用の負担削減を図ることは、少子化対策の一環として大変重要である。国は、妊婦が受けるべき望ましい回数とされている健康診査 14 回のうち、地方財政措置がなされていない 9 回分について、HTLV-1 抗体検査の実施とともに、平成 23 年度は 9 回分についての財政措置がされたが、公費負担による妊婦健康診査の継続維持は、母子保健の充実に繋がるため、財政措置については 24 年度以降においても、地方交付税の交付団体、不交付団体にかかわらず、実態に応じた恒久的な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、都独自の財政支援措置を講じられたい。

30 公立病院に対する補助制度の充実

多摩島しょの市・町・組合立の病院は、都立病院の補完的役割を果たしており、地域住民の期待に応えるべく、救急医療などの医療サービスの一層の充実を図るとともに、経営改善の諸施策を講じている。しかし、病院経営は依然として厳しい状況にあり、毎年度市町村の一般会計からの繰入れ（負担金・補助金）も多大なものとなっている。

特に、医師の勤務負担軽減が求められている一方で、二次救急医療については東京ルール(地域救急搬送体制整備事業)への参画が求められるなど、救急受入れ体制を維持するには、以前にも増して医療機関の負担が大きくなっている。

また、現在の病院施設は老朽化、狭隘化しているところもあり、住民からの増床、施設改善や医療機器の充実等に対する要望も強くなっている。

については、公立病院における医療サービスの充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 公立病院運営事業補助制度の充実について

- (1) 公立病院の地域での役割や経営状況を考慮し、次回改定に向けて、病床基礎額の増額や、補助金算定における経営評価指数の適用緩和を図るとともに、その指数に平均在院日数の短縮努力を盛り込むよう検討を行い、公立病院の運営費に対する補助制度の充実を図ること。
- (2) 都立病院の補完的役割を担う公立病院が行う二次救急医療などの特殊診療部門運営事業については、人員配置や設備の充実等を必要とするため、個々の事業について、損失が生じる場合に補助するとともに、補助基準額の増額を図ること。

2 施設整備事業等に対する補助制度の拡充について

- (1) 公立病院施設整備事業費償還補助金の補助率を引き上げるとともに、基準額算出のための基準面積については大幅に引き上げること。また、制震・免震・その他の震災対策措置に係る基準単価・補助率について制度を拡充すること。
- (2) 大規模改修事業に対する補助制度について、大規模改修、新增改築に伴うもの以外の改修工事についても補助の対象とすること。
- (3) 設備整備費（医療機器・備品）の補助制度を拡充すること。また、コンピュータシステム開発費等（ソフト及びハード経費）についても、補助対象とすること。

3 救命救急センター等に係る財政支援及び財政措置の是正について

- (1) 救命救急センター及び周産期母子医療センターについては、相当の人員と設備を必

要としており、平成 21 年度は運営費補助基準額の引上げが行われたが、依然として不採算状態は解消されていないため、財政支援について、特段の配慮を行うこと。

(2) 両センターの設置・運営は都道府県の医療計画等に基づくものであり、財政措置も本来、国が都道府県に対して行うべきで、市町村への一般財源化は不適切であるため、国に対して引き続き制度の是正を求めること。併せて、医療施設等施設・設備の整備に係る財政措置についても同様に働きかけるとともに、前記(1)と同じように都単独の財政支援について配慮すること。

(3) 23 年度から救急医療機関勤務医師確保事業の対象から救命救急センターを除外しないよう国に働きかけること又は都単独の補助制度で継続すること。

4 二次救急医療に対する補助制度の充実について

現行の救急医療に関する都における補助制度に加え、東京ルールに参画するために医師確保や処遇改善など当該医療機関の救急体制を維持できるよう二次救急医療に関する新たな補助制度を新設されたい。

また、東京ルールの地域内調整担当医師確保料の単価を大幅に引き上げること。

3 1 大気汚染対策の充実

大気汚染を防止するため、次の施策を講じられたい。

- 1 都は「自動車NO_x・PM法」に基づき「総量削減計画」を策定し、新基準による規制を実施しているところであるが、より一層低公害車等の普及を促進させるために、補助金制度の充実を図られたい。特に、ゴミ収集車など公的業務に携わる委託業者の車両も含め、公用車等については、率先して電気自動車等の低公害車への転換を図る必要があることから、車両購入費等に対する財政支援を図られたい。

併せて、インフラの整備充実が低公害車普及の促進要因になることから、天然ガススタンドや電気自動車用の急速充電設備の設置等の施策に対し、財政支援を図られたい。

- 2 浮遊粒子状物質の高濃度地域において、特に健康への悪影響が懸念されている2.5 μ m以下の微小粒子状物質（PM2.5）について、平成21年に環境基準が設定されたことを踏まえ、東京都が設置する測定局に22年度からの3か年で自動連続測定機器を設置するとのことであるが、今後も引き続き増設するなど監視体制の確立を図るとともに、PM2.5に含まれる成分の測定・評価手法の確立を講じられたい。併せて、その対策として、地域大気浄化システムの技術開発等、局地的な対策を講じられたい。

- 3 光化学スモッグに関する監視体制については、科学的な検証に基づき行っているとのことであるが、多摩地区は、基準測定点が17箇所と少ない。については、多摩地区の一般環境大気測定局19箇所すべてに、光化学スモッグの測定ができるよう整備されたい。

- 4 都の報告によると、過去5年間の窒素酸化物や非メタン炭化水素の年平均濃度は減少しているものの、光化学オキシダントの減少傾向が見受けられないことから、光化学スモッグの発生原因の1つである揮発性有機化合物（VOC）対策として、法規制対象外のVOC排出事業者への排出抑制の自主的な取り組みが図られるよう一層の施策の推進を講じられたい。

- 5 現在、地球的規模で問題となっている酸性雨について、多摩地区においては、測定箇所が1箇所のみであるため、自動測定装置の増設を図られたい。また、酸性雨の調査体制の確立と可能な対策について国に要請されたい。

3 2 ダイオキシン類対策の積極的推進

ダイオキシン類は、大気、水質、土壌、食物、母乳を通して健康に被害を与えるなど広範囲にわたる問題を投げかけており、監視及び調査事後対応等ダイオキシン類対策の積極的な推進を図る必要がある。

よって次のとおり要望する。

- 1 廃棄物処理法の構造基準を満たす焼却炉等であるものの、施設の構造上から活性炭などの助燃物を使用せずにダイオキシン類を発生させ得るもの等の取り扱いについて、正確な情報の提供及び統一的な取り扱い基準の制定に努められたい。
- 2 都のダイオキシン類調査だけでは、調査地点数が少なく、市民の不安を解消するには十分でないため、都においては、全市に測定点を設置もしくは市町村が実施するダイオキシン類調査等の経費について、一層の財政支援を図られたい。
- 3 国に対し、次の措置を講じるよう引き続き要請されたい。
 - (1) 国の責任において、実態に即した総合的なダイオキシン類対策を早期に確立し、実施すること。
 - (2) 小規模な施設を含む廃棄物焼却施設での発生防止技術の確立、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、ダイオキシン類対策に関連する技術的な諸問題を早期に解決すること。
 - (3) 発生抑制のための既存施設の改修・改良について、施設の大小にかかわらず、補助の創設等、十分な財政措置を講じること。
 - (4) ダイオキシン類に関する環境対策のために、必要な環境影響等の実態調査、ダイオキシン類の測定体制の整備等に対する財政措置を講じること。
 - (5) 環境への負荷の少ない製品開発を促進すること。
 - (6) 非焼却由来ダイオキシン類の削減対策を確立し実施すること。

3 3 大気中等の放射線量の測定について

東日本大震災により、東京電力福島第一発電所が大きな損傷を受け、放射性物質が大量に放出されるなどの事態が生じた。事態の収束までには、相当の期間を要するものと考えられることから、市民生活に大きな不安と混乱を及ぼしており、各市には市民から放射線量の測定などに関する問い合わせが数多く寄せられている。

これまで、都内における放射線量の測定は、区部では都の福祉保健局において新宿区の東京都健康安全研究センターの据置型放射線測定装置（モニタリングポスト）により、大気中の放射線量を24時間連続して測定しており、またモニタリングポスト設置箇所で採取した水道水や降下物（塵や雨）の放射線を測定しているが、多摩地域では、文部科学省により府中市、八王子市において、また下水道局の水再生センターにおいて放射線が計測されているものの、そのいずれもが簡易型線量計測によるものである。

平成23年9月に、都はモニタリングポストの増設を決定し、多摩地域には、都独自で小平市の東京都薬用植物園に、また国からの委託で八王子市の首都大学東京南大沢キャンパスと調布市の調布飛行場に、設置されることとなった。

については、早期に放射線量の測定を開始できるよう、増設されるモニタリングポストについては早急に設置すること。

また、放射線量の測定結果については、正確かつ速やかに情報提供するとともに、適宜的確な助言を行い、必要に応じて対策等を講じること。

3 4 地球温暖化防止策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援の充実

地球温暖化対策は、市・都・国の責務において具体的な行動により、実効性のある施策を展開する必要がある。

その中で、石油依存型エネルギー体制からの脱却を図るための新エネルギー・省エネルギー事業がこれからの大きな柱となるが、これらの事業の推進に遅れが生じている。

この主な阻害要因は、計画策定、設備投資等の初期投資に多大な費用がかかるとともに投資費用回収期間が長期にわたるためである。

都においては、「東京都公立学校運動場芝生化事業補助制度」、「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業」及び「東京都地球温暖化対策等推進のための区市町村補助制度」を実施しているところであるが、補助期間が限定されているものもあり、「東京都地球温暖化対策等推進のための区市町村補助制度」については、平成 24 年度以降の制度存続をはじめ、今後も自治体を含む各事業者が取り組む次の事業等に対して、積極的かつ継続的な財政支援及び情報提供を講じられたい。

- 1 建物、照明機器の高効率化、LED化、空調機のインバータ化等の省エネルギー施策
- 2 太陽光発電・太陽熱利用及び風力発電等の自然エネルギーや未利用エネルギー利用のための普及事業や燃料電池等の設備導入
- 3 ヒートアイランド現象防止等の目的で行う屋外緑化や夏期の省エネに効果が高いとされている壁面緑化などの公共施設等緑化事業

3 5 廃棄物処理施設等の整備に係る財政支援の充実

現在稼働中の多くの廃棄物処理施設は、老朽化により施設更新及び基幹的設備改良事業の必要に迫られている施設が相当数ある。

これらの施設の更新等においては、既存施設の停止を伴う事業となることが懸念されるため、ごみ処理の委託費用、運搬費などの施設建設事業費以外の経費が必要となり、市町村の財政負担は大きなものとなる。

また、災害対策及び廃棄物の焼却に伴う熱エネルギーの有効利用など電力需給の逼迫や地球温暖化対策等の社会状況への対応も求められている。

このことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 廃棄物処理施設等の整備に係る財政措置の充実について

多摩地域の焼却施設では、狭隘な敷地内で既存施設を最大限に稼働しながら施設更新を行っており、その工事期間中のごみ処理の一部は、近隣の施設に処理委託をする場合があり、委託処理費の負担が大きいことから、財政負担の軽減を図るため、施設更新等に伴う委託処理費等に対する新たな財政支援措置を講じられたい。

また、焼却施設の建屋・管理棟・搬入道路・構内排水設備等は、国の交付金の対象外となっているが、廃棄物処理施設として必要な施設であり、引き続き交付金の対象とするよう国に要請されたい。

併せて、焼却炉の解体工事に係る交付金対象条件の緩和についても、国に要請されたい。

2 広域支援、災害支援及び熱エネルギーの有効利用を考慮した事業規模の認定について

多摩地域の各市が安定してごみ処理を行っていくうえで、広域支援処理による対応は、不可欠なものである。

また、東日本大震災において、大きな課題となっている災害時に発生したガレキ等の災害ごみの処理については、早期の復興かつ衛生的な観点から迅速な処理が求められる。

さらには、電力需給の逼迫や地球温暖化対策等により、廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーの有効利用が求められている。

については、交付金算定においては、広域支援、災害対策及び熱エネルギーの有効利用等に対応した施設規模にできるよう、交付金制度の改正について、国に要望されたい。

36 緑の保全に対する施策の充実

平成22年5月に「緑確保の総合的な方針」が示されたところである。

さらに多摩地域に残されている貴重な自然（緑地・森林）を保全し、将来の世代に残していくために、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 崖線以外の1ha未満の地域でも保全地域に指定するよう、面積要件の緩和と指定を推進されたい。また、多摩川沿いの崖線樹林について、広域的な観点から都による指定の拡大とその公有化を図られたい。
- 2 都民の憩いの場として、また防災上の観点からも、多摩地域の緑の保全、オープンスペースの確保は最優先の課題である。そのため、各市とも保存樹林地等の保全に努めているところであるが、保全地域の指定や公有化には多額の財政負担を要している。このことから、市の財政負担に対する補助制度等を創設するなどの措置を講じられたい。
- 3 優良な自然樹林地、屋敷林及び都市農地等、自然緑地保全のため、相続税の軽減など税制上の優遇措置を講じるよう引き続き国に要請されたい。

また、売却希望があった場合には、優先的に公有化できる制度を確立するとともに、必要な予算措置を講じる等、特段の配慮を図られたい。

- 4 多摩地域には谷戸、湧水、雑木林等が一体となり、多様な生物が生息できる貴重な自然環境が数多く存在する。それらを里山保全の拠点とするため、良好な自然環境の保護に向け、早急に条例による指定を図られたい。

37 清流復活事業の推進

多摩川をはじめとする一級河川や中小河川及び用水は、都市化の進展や下水道の普及に伴い、水量が減少するなど本来の環境保全機能を次第に失いつつある。このため田畑・丘陵地等の緑を保全することにより、雨水の保水涵養等流出抑制を図り、自然の水循環をとり戻す必要がある。人間と生物が共存できる環境の保全及び回復に向け、清流の復活、水源林や河川堤外地の確保及び憩いとやすらぎのある空間として、水辺環境回復等の総合的施策を強力に推進されたい。

- 1 湧水の保全や健全な水循環の復活を図るため、雨水の地下浸透策の推進並びに湧水源保全地の公有化等、総合治水や地下水の涵養に向け、多面的な水循環の形成に資する施策を図るとともに、都が管理する一級河川（残堀川、野川、空堀川、黒目川等）の清流の復活や水量の確保等を、引き続き推進されたい。
- 2 既存の河川・用水等の清流保全に努めるとともに、自然環境と景観を保全・育成する「多自然型工法」を導入し、美しい景観や魚、水辺の鳥、昆虫、小動物などが生息できるような自然と調和した整備を推進されたい。
- 3 清流復活事業の具体化のため、東京都水循環マスタープランの実現に向けた実施計画を早急に策定されたい。

38 アスベスト対策の強化

アスベスト対策について、市民の不安解消と新たな被害発生を防止するため財政支援及び技術支援の措置を講じられるとともに、国及び関係機関に対しても必要な対策を実施するよう働きかけられたい。

1 都は、住民の不安解消と新たな被害発生を防止するため、次の事項について財政支援及び技術支援の措置を講じられるとともに、国及び関係機関に対しても、必要な対策を早急に実施するよう働きかけられたい。

(1) 建築物解体時等におけるアスベスト飛散防止及び適正処理について、実効性ある対策を講じられたい。特にアスベスト含有廃棄物の処分については、全て埋め立て処分としているが、他の方法についても確立されたい。

また、建築物等のアスベスト除去等についても、事業者へ届出の周知と表示の徹底を図られたい。

さらに、建築リサイクル法に基づきリサイクルされたコンクリート塊等の再生砕石への石綿含産業廃棄物の混入が問題となっているが、石綿の飛散防止を図るため、事業者等に対し一層の周知徹底を実施されたい。

(2) 市町村の公共施設のアスベスト除去等に関する経費について、必要な財政措置を講じられたい。

(3) アスベストによる健康被害について、被害の実態把握、継続的な健康診断の実施及び被害者の救済など、必要な措置を講じられたい。

(4) 市民の不安解消を図るため、福祉保健局、産業労働局、都市整備局、労働基準監督署との連携強化を行い、十分な情報提供を行うなど、専門的な支援体制の構築を確実に推進されたい。

(5) アスベスト関連法令等を整理し、アスベスト問題を総合的に対応できるよう、引き続き法的措置を国に要請されたい。

(6) 市町村が収集した家庭から排出されたアスベスト含有廃棄物については、処理ルートがないことから保管に留まっている。長期的に保管していくことは、施設及び管理上困難であり、早急に製造業者が回収・処理する制度の創設及び処理施設の整備などの処理システムの確立を国及び関係業界へ要請されたい。

(7) 従来のアスベストによる健康被害は、アスベスト製造工場や吹付け現場の作業員とされているが、高度成長期に建設された建物が老朽化する中で、アスベスト飛散措置

をとらない無届の解体・改修工事による一般市民の健康被害が懸念されるところである。したがって、これらを監視し、市民の健康被害を防止するため、各市でアスベスト大気調査が実施出来るよう財政支援を図られたい。

2 アスベストに係る大気汚染防止法の改正に伴い、都が市へ事務の一部を委譲したことに対し、次の事項について、財政支援及び技術支援の措置を講じられたい。

- (1) 困難な事例等における合同立ち入りや苦情への対応及び行政処分に至らないようにするための指導について、現場対応を含め市への協力を図られたい。
- (2) 万一、行政処分を行う事になる場合は、法的支援及び国との連絡調整を通じた全面的な支援策を講じられたい。
- (3) 今後とも、法改正等により事務内容に変更を伴う場合には、十分な期間をもって協議されたい。
- (4) 大気汚染防止法に基づき、職員が立入検査を行っているが、健康診断が実施されていない状況である。このため、立入検査員の健康診断を実施する予算措置を講じられたい。

39 公立病院に対する温室効果ガス削減義務率の緩和及び削減のための施設整備費等の補助制度の新設

東京都は、温室効果ガス（エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）等）排出量を平成32年度に12年度比で25パーセント削減を目標として、病院については第1期として8%の削減が課せられ、22年度から都市型のキャップ&トレードによる排出量の上限設定及び排出量取引制度を開始した。

地球温暖化対策の一環として温室効果ガスを削減しなければならないこと、また、東日本大震災における電力供給量の低下等を踏まえれば、病院施設といえども省エネ対応等は施設管理者の責務である。

しかし、病院施設は24時間稼働し、術後の患者も含め体力的な弱者である多くの入院患者を抱え、冷暖房の温度設定等も必ずしも健常人と一律にはできない。

病院が温室効果ガス等を削減することを重要な経営課題であると位置付けても、他施設と比較して省エネの難しい施設であり、オフィスビルと同等の東京都が決定した削減義務率を達成することはかなり困難である。

さらに、三多摩島しょの公立病院は、都立病院の補完的機能を果たしながら、各病院の改革プランに基づき、現在経営改善に取り組んでいる途中であり、省エネ等のための施設整備や温室効果ガスの削減義務率を達成できない場合の排出量取引を行う経済的余裕はない。

これらの状況を考慮のうえ、公立病院に対する温室効果ガスの削減義務率を緩和すること。もしくは削減目標の達成に向けた冷暖房装置の交換、太陽光発電等の設置、照明器具の交換等の施設整備に要する費用の補助金の新設を図られたい。

40 流域下水道事業の促進と財政援助

公共下水道は、快適な生活環境の確保及び公共水域の水質保全等広範な機能を有する都市施設である。

多摩地区の急激な市街化に伴い都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する下水道の整備は、最重要な行政課題であることから、流域下水道事業の促進等を図るため、必要な措置を講じられたい。

- 1 流域下水道事業は処理区域が複数市にわたるうえ、公共用水域の水質の保全に資するなど広域事業そのものである。関係市町も事業の進捗に伴い、建設費の一部を負担しているが、各市の財政にとって大きな負担となっているのが現実である。したがって、事業の広域性に鑑み、都負担分の増額措置を講じられたい。
- 2 流域下水道事業建設負担金の支出にあたっては、流域下水道事業債を起債し公的資金を借り入れたところであるが、現在でも高金利の残債がある。公的資金については、補償金免除による繰り上げ償還が可能となっているが、財政力指数等による除外要件があるため制度の活用が難しい状況にある。
ついては、財政負担を軽減するため、起債償還に伴う利子補給制度の創設や国に対する要件緩和を求められたい。
- 3 閉鎖性水域の水質の保全のために行われる通常以上の下水処理と流域下水道事業の維持管理に要する経費について、関係市の負担軽減を図られたい。
- 4 流域下水道水再生センターの関係市は、地域対策として周辺環境整備に鋭意努めている。しかし、その整備事業の促進にあたり多大な経費を必要とするため、困難を極めているのが実情である。この事業の広域性に鑑み、事業の施行に際し、特段の財政援助拡大措置を講じられたい。
- 5 局地的集中豪雨等による浸水被害は、今後増加することが予想され、浸水被害を未然に防ぎ、住民が安全で安心な生活を確保できるよう、流域下水道雨水幹線の早期整備に努められたい。

また、公共下水道のうち、複数市にまたがる雨水排除幹線についても、効率的な運営及び事業のスケールメリットを発揮させるための手段として、流域公共下水道事業の位置付けを行い施行されたい。

4 1 業務核都市及び核都市等の育成整備

多摩地域の広域的発展を図り、都市の自立性を高めるためには、首都圏基本計画における業務核都市の整備が不可欠である。また、都は、「東京構想 2000」において、その実現を目指し、核都市は東京圏において広域的な中心性を持ち、連携・交流の要となる拠点として示されている。

については、業務核都市及び核都市等の育成整備のため、必要な措置を講じられたい。

千葉県、埼玉県、神奈川県においては、業務核都市基本構想が承認され、都市づくりが進められている。都においても、八王子市・立川市・多摩市・町田市・青梅市の業務核都市基本構想が策定されている。近年の少子高齢化、人口減少社会の到来などの社会経済情勢の変化を踏まえ、地域特性・ポテンシャルを生かした業務核都市の育成整備を図り、自立性の高い地域を形成することは、魅力ある経済活力に満ちた都市圏の再生のためにも重要な課題であることから、引き続き業務核都市の育成整備のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 核都市の育成整備について、平成 21 年 8 月策定の「多摩の拠点整備基本計画」の推進に向けて具体的な支援策や事業実施の促進を図られたい。さらに、業務核都市基本構想に定めた中核的施設や業務核都市形成のための道路・交通網等都市基盤整備の早期事業化・早期完成に向けて、整備拠点内にある都有地の積極的な活用をはじめとした諸施策の推進を図られたい。
- 2 多摩地域の都市の魅力と活力を向上させるために、核都市として職と住とのバランスの取れた自立性の高い拠点としての育成整備とあわせ、秋留台についても、自然と調和した秩序ある積極的な整備の推進及び市が行う整備事業に対し、多角的な支援を図られたい。
- 3 多摩地域の骨格幹線道路のうち調布保谷線や府中所沢線など、東西方向に比べて整備の遅れている南北道路主要 5 路線について、着実な整備促進を図られたい。
- 4 都市間の連携を強め核都市の育成・整備を図るため、また、都県境に不整合があることや多摩の平均に比べて整備率が低いことなどに対し、北多摩北部地域の都市計画道路の整備を積極的に推進されたい。

4 2 都市型水害対策（集中豪雨対策）の推進と財政支援

近年、頻発している局所的な集中豪雨により、内水氾濫による水害が発生している。平成 22 年 7 月に発生した記録的な短時間の集中豪雨では、都内各所において河川の増水による地下室への浸水や床上浸水などの被害が多発したほか、多摩川では人的被害も生じた。

こうした頻発する都市型水害から市民の生命や財産、都市機能を守るため、雨水貯留浸透事業など、都市型水害対策を充実・推進されたい。

- 1 雨水浸透ます設置に係る都の雨水流出抑制助成事業補助については、現在、対象が 7 流域（神田川、渋谷川・古川、目黒川、石神井川、呑川、野川、白子川）に限定されている状況であるが、対象を都内全流域に拡大を図られたい。
- 2 雨水流出抑制施設の整備は、国の流域治水対策事業費補助の中の流域貯留浸透事業費補助の対象となっている。その採択基準として、通常の河道改修方式との費用比較や施設の規模などが挙げられているが、住宅密集地域などに対する小規模な貯留施設や浸透施設についても補助対象とするよう、採択基準の見直しと事業費補助の補助率の拡大について国に働きかけられたい。また、都による補助制度を新設し、負担軽減を図られたい。

4 3 経済危機に対応する雇用・就業機会の創出について

円高や原油価格の高騰、東日本大震災による企業活動の停滞等の影響により、経済の先行きが不透明な中、雇用情勢は非常に厳しい状況にある。多摩地区の人々が、安心して働くことのできる労働条件や環境の整備を進めるため、「東京都緊急雇用創出区市町村補助金」を復活するなど、雇用・就業機会の創出に関して、次の事項について必要な措置を講じられたい。

- 1 経済危機の長期化と、東日本大震災により日本経済は多くの打撃を受けている。多摩地域でも、特に中小企業の資金繰りの悪化や倒産件数の増加など、厳しい状況が加速している。

また、郊外の工業集積地では派遣切り、商業地域では消費の冷え込み、第一次産業地域では相変わらずの人手不足など、地域の実情に応じた対策が必要である。更に、東日本大震災の発生及び東京電力が実施した計画停電等は、多摩の地域経済に大きな影響を及ぼしている。今後の節電等による影響も考慮すると、地域経済の停滞は憂慮すべき状況である。被災地域の復興を下支えするためにも、多摩地域の地域経済活性化は重要であり、東京都による広域的な経済活性化支援策を講じられたい。

- 2 都の「東京緊急対策Ⅱ」に続く今後の新しい経済対策においては、各自治体が策定している緊急経済対策と連携するとともに、事業者支援だけでなく、生活者（都民）が安定して生活が出来るよう、自治体の実情に応じた支援をされたい。

- 3 都は平成 21 年度に「緊急雇用創出区市町村補助金」により、厳しい雇用情勢への緊急対応の措置として、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図ったところであるが、依然として改善の見通しが立っていない。

また、新卒者の就職内定率は、22 年度の大学等新卒者の就職内定状況結果で、大学新卒者で、8 年度の調査開始以来最低の水準となり、高校新卒者も前年度より下落しているなど厳しい状況にある。

こうした中、国は「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」による事業を 21 年度から 3 年間にわたり実施しているところであるが、引き続き実施するよう国に要請願いたい。都においては、21 年度に実施した「東京都緊急雇用創出区市町村補助金」を雇用・就業機会の創出に向け復活されたい。

- 4 都は、「行政機関男女雇用平等推進担当者連絡会議」における意見交換や、東京しごとセンター多摩からのアドバイザー派遣など、市町村と連携して雇用対策に取り組んでい

るところであるが、震災による景気後退により、雇用情勢は引き続き厳しい状況が続く見込みであることから、雇用の安定に向け、更なる連携を図られたい。

4 4 勤労者支援施策等の充実

経済環境の悪化に伴い、雇用・就業環境の悪化、失業者の増加が社会問題化し、若年者を含む勤労者の支援、雇用の創出が急務となっている。そこで、多摩地域の中小企業従業員や求職者に対する支援施策及び中小企業単独では実施が困難な福利厚生に対する支援施策の充実を図りたい。

1 雇用就業支援対策の強化

多摩地域の雇用環境は、依然として厳しい状況が続いている。このような雇用就業状況を改善するため、東京しごとセンター多摩の機能強化を図り、適切な対策を講じられたい。

また、平成22年12月に策定された「「10年後の東京」への実行プログラム2011」の緊急重点事業に掲げる「新規学卒者の支援を拡大し、雇用のミスマッチを解消」については、市町村へのきめ細かい支援を図られたい。

2 東京都はつらつ高齢者就業機会創出支援事業の拡充

東京都はつらつ高齢者就業機会創出支援事業の支援を受け、アクティブシニア世代の就業機会創出に取り組んでいるアクティブシニア就業支援センターについては、地域外からの利用が増えるなど、高齢者の広域的な就業機会の創出を担っている。そこで、アクティブシニア就業支援センターへの支援を一層拡充されたい。

3 労働相談情報センター機能の拡充

トラブルに巻き込まれた労働者の支援を図るため、労働法や労働問題のセミナーの開催、労働資料提供などとともに、事業主に対する従業員の雇用維持策など、多摩地域に2箇所設置されている労働相談情報センターの業務機能について、なお一層の拡充、推進を図られたい。

4 勤労者福利厚生施策の充実

都は、中小企業勤労者互助団体に対する補助制度については、23年度も継続することとしたが、国は22年度限りで経過措置を廃止した。

中小企業に働く勤労者の福利厚生事業は、労働意欲の向上や中小企業の雇用の確保にもつながり、ひいては産業の振興にも寄与するものであることから、24年度以降も、中小企業勤労者互助団体等に対する事業費補助制度を都として再開するなど支援されたい。

また、国に対しても事業費補助制度の創設を働きかけるよう併せて対応されたい。

4 5 3 環状道路の整備に向けた働きかけについて

首都圏の道路交通の骨格である3環状9放射のネットワークのうち、東名高速、中央道、関越道及び東北道などの放射方向の高速道路は整備される一方、環状方向の整備率は、平成22年4月末現在で47%と未だ不十分である。その結果、都心を通過する車が増加し、都心環状線をはじめ都心に向かう高速道路が慢性的に渋滞している。

環状道路が整備されることにより、放射方向の高速道路のバイパスとなり、東京の最大の弱点である交通渋滞が解消される。また、首都圏が一体として発展し、東京の持つポテンシャルを最大限に引き出していくためにも、早期開通に向けて事業促進を強く働きかけられたい。

19年12月には、東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)に係る基本計画が決定された。この道路の事業化に向けては、インターチェンジやジャンクション周辺の交通対策、環境対策及びまちづくり対策等について、関係市の意見を十分尊重し、具体的な検討を行うよう、併せて働きかけられたい。

なお、事業の見直しについては、従来からの経緯を十分踏まえて、関係市、住民の意見を勘案のうえ、慎重に検討するよう国及び事業者に強く働きかけられたい。

4 6 鉄道連続立体交差事業の促進、複線化・複々線化事業の推進及び輸送サービスの改善

鉄道の連続立体交差化・複線化及び複々線化事業等は、多摩新時代の創造のために欠くことのできない基幹的な事業である。

よって、次の事業の積極的な促進・事業者等への働きかけをされたい。

- 1 JR中央線の連続立体交差事業については、先行的に三鷹駅から立川駅間の高架化事業は実施されているが、すでに都市計画決定を行っている複々線化に向けて、JRに積極的に働きかけられたい。あわせて、立川以西の連続立体交差化についても事業化を推進されたい。
- 2 JR五日市線の輸送サービス向上について、JRへ積極的に働きかけられたい。
- 3 京王線（笹塚～府中・府中以西）の連続立体交差化については、平成14年度に調布駅付近が認可を受け、事業に着手したが、未整備区間においては、交通渋滞の慢性的な発生や生活道路への車両の流入などが地域問題となっており、早期の事業完了を要望するとともに、住宅の開発等による乗降客数の増加に合わせた輸送力の増強を推進されたい。
- 4 南武線（矢野口～府中本町）の連続立体交差化については、大幅な工事の遅れが表明されている。事業の遅れは駅周辺のまちづくりに大きな影響があることから、大幅に工期の短縮を図るとともに、工事中の仮駅施設の充実や踏切施設等の改善が図られるよう検討をされたい。
- 5 西武新宿線の連続立体交差化については、踏切対策方針を踏まえ、事業候補区間以外の区間についても積極的に事業化を図られたい。
- 6 JR八高線（八王子～高麗川）の複線化事業をJRへ積極的に働きかけられたい。
- 7 西武線並びにJR武蔵野線の恒常的な混雑を緩和するため、運行本数の増等の輸送サービスの改善を図られるよう、鉄道事業者等へ働きかけられたい。
- 8 JR武蔵野線（南線）の府中本町駅以南の旅客化について、国及びJRに働きかけられたい。
- 9 連続立体交差事業により創出される高架下空間の活用について、沿線自治体が鉄道事業者から協力を得られるよう、積極的に働きかけられたい。

4 7 多摩都市モノレール等公共交通システムの整備促進

多摩地域における交通システムの整備促進のため、特段の措置を講じられたい。

- 1 多摩都市モノレールの次期整備路線（上北台～箱根ヶ崎間）については、当該地域に鉄道が全くないことから、早期実現のための都市計画決定とその事業化を図られたい。また、導入空間の確保を必要とする路線については、市街化の進行から、事業の進行も益々困難になっていくものと考えられるため、早期整備を進められたい。

さらに、構想路線（多摩センター～町田間、多摩センター～八王子間）については、現構想の早期具体化を図るとともに、業務核都市の整備や核都市の整備をにらんだ路線の延長を検討し、既存の鉄道と接続させるなど、公共交通システムのネットワーク化を確立されたい。

- 2 多摩東部の南北公共交通の整備は益々必要性を増している。よって調布基地跡地利用計画とも関連して、南北方向のアクセス交通の整備が不可欠である。多摩東部の南北方向に通じる新しい公共交通システムの導入を図られたい。

また、多摩東部地域の輸送力強化のため、JR中央線と京王線との間の東八道路などへ、地下鉄丸ノ内線の路線延長を図られたい。

- 3 多摩西部地域については、豊かな自然を求めて、都民の来訪者も多いが、公共交通網が未整備であることから、休日における交通渋滞等、住民生活に著しい障害を生じている。よって、公共交通システム（新たな輸送機関）の導入による循環交通網の整備を検討されたい。

- 4 多摩南部地域については、運輸政策審議会18号答申に示された小田急多摩線（唐木田駅～JR上溝駅まで）の延伸が、米軍相模総合補給^{しょう}廠の一部返還決定により可能となることから、早期具体化に向けて、的確な対応を図られたい。

- 5 多摩北部地域については、輸送力の強化と交通ネットワークの形成を図るため、軌道系交通網の整備を検討されたい。

- 6 今後、新交通等のネットワークを形成する上で必要となる道路幅員の確保等、基盤整備のあり方について検討されたい。

48 一般都道並びに都市計画道路の整備促進

多摩地域においては、区部に比べ重要な都市基盤施設である道路ネットワークの拡充整備が立ち遅れ、いわゆる多摩格差が生じている。道路は車両や人々の通行に供するだけでなく、ライフラインの収納や日照・通風の確保など都市環境の向上に欠かせないものである。更に災害時には避難経路となるとともに、災害救助や復興支援のための人員や物資の輸送路となるなど、道路は都市において市民の生命財産を守る重要な役割を持つものであることから、その積極的な整備の推進を図られたい。

1 地域高規格道路、主要地方道、一般都道及び都市計画道路の新設、改良拡幅・歩道のバリアフリー化等の整備促進を図るとともに、南北を縦貫する道路網の早期拡充整備に努められたい。

また、道路の新設、改良等は下水道整備にも重要なかわりがあるため、早期整備促進に配慮されたい。

2 道路整備にあたっては、ユニバーサルデザインへの配慮はもちろんのこと、地点名案内標識の整備に努め、歩道が未設置または狭いため危険な場所については早急な改善措置を講じられたい。また、街路樹等による緑化の推進など魅力ある歩道の設置も促進されたい。

3 交通渋滞の解消や事故防止を図るため、バス停の改良と停車帯を確保されたい。

4 踏切対策基本方針に基づき、踏切道の拡幅などの改善を早期実現されたい。

5 「多摩地域における都市計画道路の整備方針」（第三次事業化計画）で示された都施行路線の着実な整備を図られたい。

49 道路整備財源の確保

多摩地域の道路整備は、都市計画道路の完成率が平成 20 年度末現在で約 53%という状況であり、慢性的な交通渋滞を解消するためには、南北道路を中心とした道路整備が急務となっている。

東日本大震災の発災において、災害対策としての交通基盤の整備の重要性が高まることになった。このため大都市交通問題解決のための交通基盤整備が急務である。

については、都においては、道路整備財源の確保を強く国に働きかけられたい。また、継続中の事業が滞ることのないよう求められたい。

50 土地区画整理事業補助制度の充実

多摩地域は、都市基盤整備が重要な課題となっており、特に、土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る面的整備事業として極めて効果的な事業である。

しかし、このような都市計画の基盤をなしている土地区画整理事業の国庫補助金及び都補助金が、公共事業費削減の影響で減額されることにより、市財政を圧迫している。また、新市街地における国庫補助金が原則採択されないなど、事業を進める上で大きな影響が出てきている。さらに、今日の地価低落に伴い、事業施行の財源として見込んだ保留地が、当初計画どおりの価格で売れないなどの理由から、事業資金の確保が困難となり、土地区画整理事業の運営が極めて厳しい状況にある。

については、都において、土地区画整理事業の推進を図る見地から、次の事項について必要な措置を講じられたい。

- 1 公共団体等区画整理事業（組合施行を含む）の施行の認可のための測量及び事業計画の策定等の認可前費用に対し、国の採択要件に満たない場合も想定して、都の補助制度を創設されたい。
- 2 総合的なまちづくりの観点に立ち、区画整理後の良好な街づくり誘導を推進するための調査費に対する補助などを土地区画整理事業の枠にとらわれない新たな制度等を検討されたい。
- 3 市町村土木補助事業（道路）の補助対象範囲と同様に、幅員 7.5m以上となる道路について、都市計画決定が困難である場合についても都補助金（工事費）及び都交付金の対象とするなど、補助制度の拡充を図られたい。

5 1 中央自動車道（高井戸～八王子間）の料金体系の見直し等について

中央自動車道の高井戸～八王子間と首都高速道路を同時に利用する場合の料金体系の見直し、稲城大橋と中央自動車道の接続、圏央道の適正料金の設定等について、特段の配慮を国や関係機関に働きかけられたい。

1 中央道の料金体系の見直しについて

首都高速道路は、東関東道、京葉道路、常磐道、東北道及び中央自動車道と接続しており、中央自動車道を除けば、千葉県、埼玉県及び神奈川県の間境まで首都高速道路となっている。

首都高速道路は、都民のみならず、隣接県住民の利便性や物流に大きく貢献し、その機能を十分に果たしているところである。

しかしながら、中央自動車道に接続する首都高速道路4号線は、高井戸が終点となっており、多摩地域から都心へ行くためには、中央自動車道料金600円と首都高速道路料金700円の合計1,300円を支払わなければならない、多摩地域に居住するものは、都民でありながら約2倍の料金を負担している状況にある。

平成21年より国の景気対策の一環として、全国的な高速道路の通行料金に関する施策が実施されているが、地方部と首都圏における格差が生じていることも事実であり、早期改善が望まれている。このため、多摩格差が生じない料金体系整備の構築に関して、早期に関係機関に働きかけられたい。

加えて料金所付近では、料金を支払うために混雑、渋滞を招き、省エネルギーの観点からも極めて不合理かつ不便となっている。施設管理者の違いはあるものの、交通の円滑化、多摩地域都民の利便性及び負担の軽減のため、国をはじめとする関係機関へ働きかけられたい。

2 稲城大橋と中央自動車道の接続等について

平成7年4月に稲城大橋有料道路の開通により、南多摩方面から都心地域へのアクセスが改善され、また、21年6月に国土交通省より連結許可を受けた、府中バス停付近に設置予定の「(仮称)府中スマートインターチェンジ」により、多摩地域の都市基盤が強化されつつある。しかし、稲城インターチェンジは、都心方面を連絡するハーフインターチェンジとして建設されているため、八王子方面には接続していない。

南多摩地域は、現在も周辺地域の開発整備が進み、年々人口も増加している状況であり、八王子方面への接続により、高速道路の一層の利用拡大が図られ、地域の経済効果

も期待できる。また、南多摩地域のみならず川崎市をはじめとする広域的な観点から東西及び南北方面の交通事情を大きく改善できる。稲城大橋の無料化に伴い、より一層の利便性の向上を図るため、稲城大橋と八王子方面への接続等、次の点について早期実現を図られたい。

ランプ（スマートインターチェンジ）の設置について

- (1) 稲城大橋から府中市内を経て八王子方面（オンランプ）
- (2) 八王子方面から府中市内を経て稲城大橋（オフランプ）
- (3) 府中市内から都心方面（オンランプ）

3 圏央道の料金設定について

圏央道は中央道との接続が完了し、東名高速道路への接続に向けて工事が進んでおり、埼玉県内も順調に延伸工事が行われ、次第にその利便性が向上している。

については、圏央道と中央道との乗り継ぎに際し、多摩地域の利用拡大が一層図られ、環状道路としての機能が十分発揮されるよう、過去に実施した料金割引社会実験の恒久化について、国に働きかけをされたい。

5 2 多摩川架橋の整備促進

都市を形成していく中で、都市の骨格となる交通網については、まだ多くの課題を残しており、特に多摩川を渡り都市相互を結ぶ幹線道路整備の遅れは、都市機能上大きな障害となっている。荒川や隅田川に比べると橋梁間の距離が長いため、通行する車両が集中することにより交通渋滞を引き起こし、橋梁部での交通ボトルネックになっている。

また、東日本大震災の被災地では、道路や橋梁が甚大な被害を受け、災害復旧活動に支障を来たすこととなるなど、防災都市づくりの重要性を認識させられることとなった。

については、多摩地域の都市基盤を強化し、一層の防災体制を推進するため、(仮称)第二多摩水道橋の具体化をはじめ、残る架橋の新設及び拡幅について早期建設、完成を要望する。